

# 第2次芦屋町環境基本計画

素案

令和5年12月

芦屋町

## 第2次芦屋町環境基本計画

### 目次

<b>第1章 計画の改定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画改定の目的.....	2
2. 計画の性格と役割.....	2
3. 計画の対象.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定体制.....	4
<b>第2章 芦屋町の概要</b> .....	<b>5</b>
1. 地勢.....	6
2. 気象.....	7
3. 動植物の分布状況や土地利用の状況.....	8
4. 人口.....	10
5. 産業.....	11
(1) 産業構造.....	11
(2) 農業.....	12
(3) 水産業.....	13
(4) 商工業.....	14
6. 上水道.....	15
7. 下水道.....	15
8. 廃棄物処理.....	16
9. 温室効果ガス排出量.....	17
<b>第3章 計画改定の背景</b> .....	<b>19</b>
1. 環境をめぐる社会の動向.....	20
(1) 国際的な取り組み.....	20
(2) 日本の取り組み.....	24
(3) 福岡県の取り組み.....	27
(4) 芦屋町の取り組み.....	29
2. 第1次計画の実績と評価.....	30
(1) 施策の実施状況と数値目標の達成状況.....	30
(2) 身近な環境に対する住民の評価.....	33
(3) 環境関連施策に対する住民の評価.....	35

## 第4章 環境づくりの基本方針 .....37

1. 良好な環境の保全に向けて .....38
2. 目指す環境像.....39
3. 環境目標.....40
4. 各主体の行動指針 .....41

## 第5章 施策の展開 .....43

- 施策体系図 .....44
1. 自然環境 豊かな自然環境を次世代へと継承します .....46
    - (1) 森林や海岸などの自然の保全 ..... 46
    - (2) 動植物の生息・生育環境の保全..... 47
  2. 生活環境 安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます .....50
    - (1) 大気質の保全..... 50
    - (2) 水質の保全 ..... 52
    - (3) 騒音・振動対策..... 54
    - (4) 循環型社会の形成 ..... 55
  3. 快適環境 快適な地域環境を創出します .....58
    - (1) 緑とのふれあいの確保 ..... 58
    - (2) 良好な水辺空間の創出 ..... 60
    - (3) 良好な都市景観の形成 ..... 62
    - (4) 歴史的資源の保全・活用 ..... 63
  4. 地球環境 気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます .....66
    - (1) 省エネルギーの推進..... 66
    - (2) 再生可能エネルギーの活用推進..... 67
    - (3) 気候変動適応策の推進 ..... 68
  5. 環境教育・意識 環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます .....69
    - (1) 環境教育・環境学習の推進..... 69
    - (2) 環境保全活動の推進..... 70

## 第6章 計画の推進 .....73

1. 計画の推進体制 .....74
  - (1) 環境審議会 ..... 74
  - (2) 環境美化推進委員会 ..... 74
  - (3) 住民、事業者との協働 ..... 74
  - (4) 広域的な連携..... 74
2. 計画の進行管理 .....76
  - (1) 進行管理の方法 ..... 76
  - (2) 計画の周知 ..... 76



# 第 1 章

## 計画の改定にあたって

1. 計画改定の目的 .....	2
2. 計画の性格と役割 .....	2
3. 計画の対象 .....	3
4. 計画の期間 .....	4

## 1. 計画改定の目的

近年のライフスタイル・社会経済活動の変化は、豊かさや便利さをもたらす一方で、大量生産・大量消費などにより、ごみや都市美観などの地域の課題から、地球温暖化<sup>1</sup>、生物多様性<sup>2</sup>などの地球規模の問題まで、複雑・多様化した環境問題が顕著化してきています。

芦屋町においても遠賀川から流れ出るごみや芦屋海岸の飛砂の問題、住民の環境に対するモラルの低下などにより、地域の実情に即した身近な環境保全に関する取り組みが求められています。

また、地球温暖化に伴う異常気象といった地球規模での問題の解決のため、地域として負える責任を果たしていくことも、国際社会から求められています。

このような背景を踏まえ、さまざまな主体（住民・事業者・町）が連携・協力し、町の環境課題に取り組むための基本的な指針として『第2次芦屋町環境基本計画』を策定します。

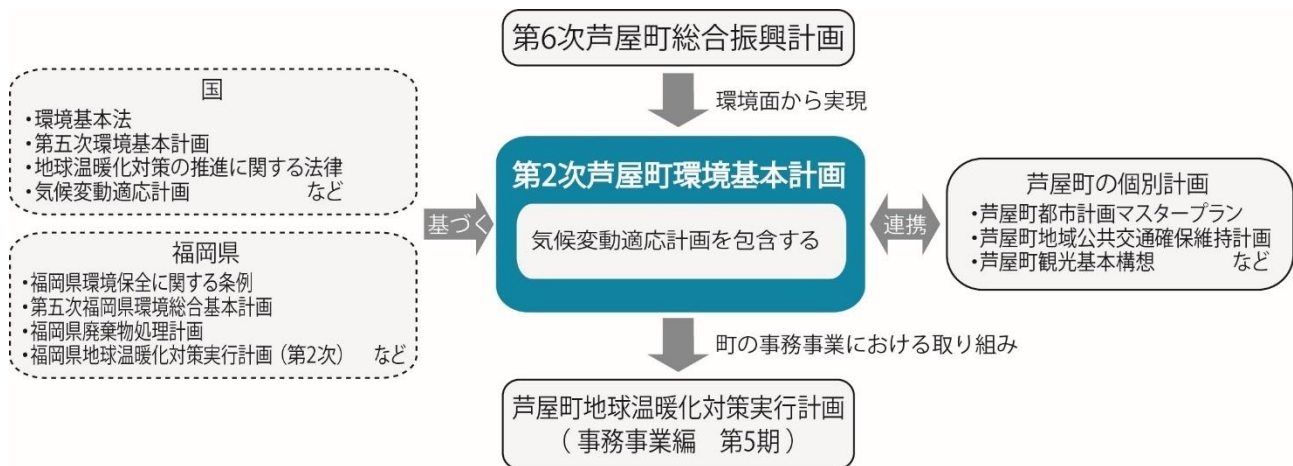
## 2. 計画の性格と役割

第2次芦屋町環境基本計画（以下、「本計画」）は、環境基本法第7条に定める地方公共団体の責務に基づいて策定され、住民・事業者・町の連携・協力のもと、環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画です。

また、国や福岡県の関係法・関係条例や関連計画を踏まえながら、第6次芦屋町総合振興計画を環境面から支援・実現する計画として位置づけます。

なお、本計画は、気候変動適応法第12条に基づいて自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るために定める「芦屋町気候変動適応計画」を包含するものとします。

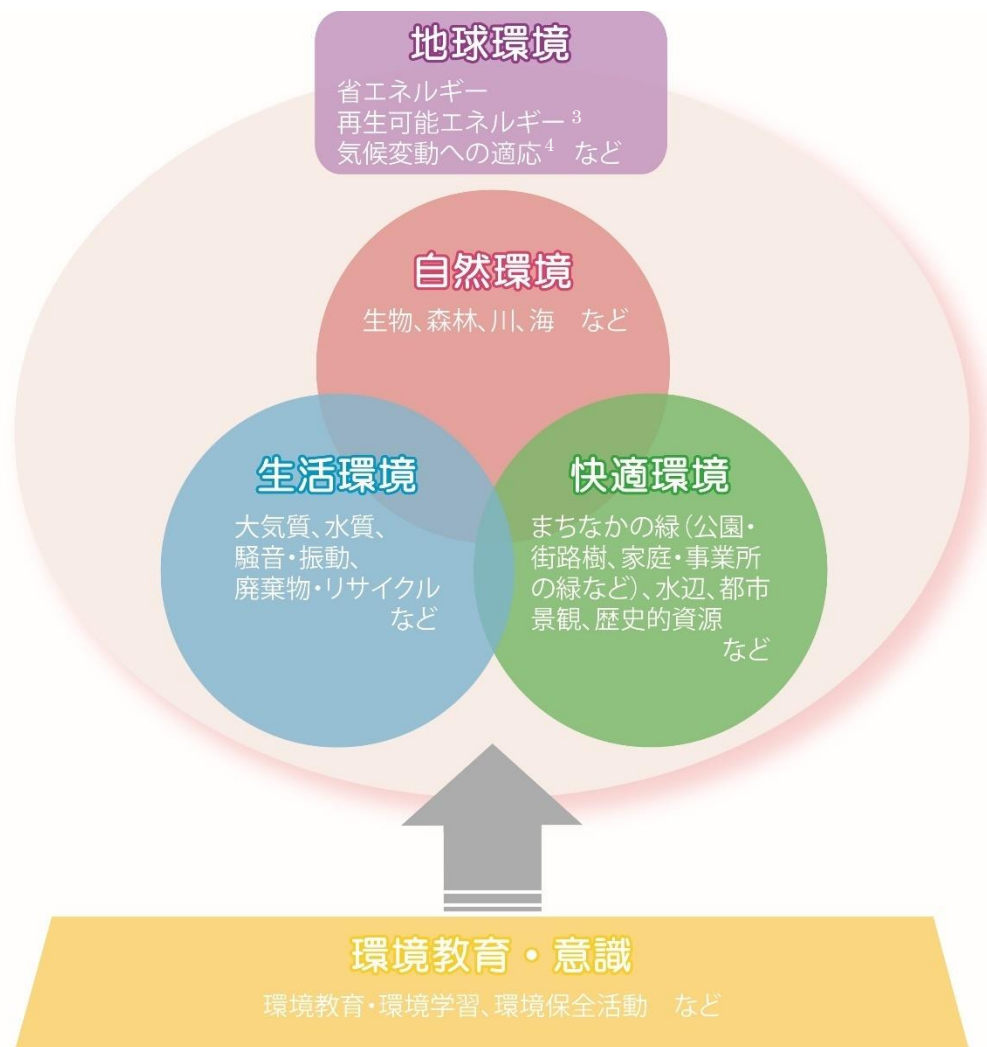
### ◆計画の位置づけ



### 3. 計画の対象

本計画は、地球環境、自然環境、生活環境、快適環境とそれらを支える環境教育・意識を対象とします。

#### ◆計画の対象



- <sup>1</sup> 【地球温暖化】地球温暖化対策の推進に関する法律では、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気および海水の温度が追加的に上昇する現象」と定義されています。
- <sup>2</sup> 【生物多様性】生物は、約40億年におよぶ進化の過程で分化し、生息場所に応じた相互関係を築いてきました。その中ですべての生物の間に違い(多様性)が生まれました。生物が有するこのような多様性を生物多様性と呼びます。生物多様性には、①種内の多様性(遺伝子の多様性)、②種間の多様性、③生態系の多様性の3つがあります。
- <sup>3</sup> 【再生可能エネルギー】自然界に存在し、枯渇しないで永続的に利用可能なエネルギーです。太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力、バイオマス、温度差エネルギー、海洋エネルギーなどが該当します。
- <sup>4</sup> 【気候変動への適応】気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する(または気候変動の好影響を増長させる)ことです。

## 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間とします。環境問題は社会情勢の変化や科学技術の進歩に伴って大きく変化することが予想されます。また、複数年にわたる計画であるため、策定時には想定していなかった事態の発生や、その対応から進行管理上の調整が必要となることも考えられます。そこで、令和10年度（2029年度）の中間年度に計画の見直しを行います。

### ◆計画の期間



## 5. 計画の策定体制

### （1）住民アンケート調査

本計画の策定に先立ち、住民の環境意識、身近な環境に対する評価、環境関連施策に対する評価、実際に取り組んでいることなどを把握するために、「住民アンケート調査」を実施しました。

#### ◆住民アンケート調査の概要

調査期間	令和5年7月14日～31日
調査方法	郵送法及びweb回答法
調査対象	18歳以上の無作為抽出された町内居住者2,000人
回収結果	有効回収数680件（有効回収率：34.0%）

### （2）芦屋町環境審議会における審議

本計画の策定にあたっては、学識経験者、町議会議員、関係機関団体などで構成し、本計画および環境基本条例など環境保全に関する基本的事項について調査・審議するための組織である芦屋町環境審議会において、必要な事項について審議を行いました。



# 第2章

## 芦屋町の概要

1. 地勢 .....	6
2. 気象 .....	7
3. 動植物の分布状況や土地利用の状況	8
4. 人口 .....	10
5. 産業 .....	11
6. 上水道 .....	15
7. 下水道 .....	15
8. 廃棄物処理 .....	16
9. 温室効果ガス排出量 .....	17

## 1. 地勢

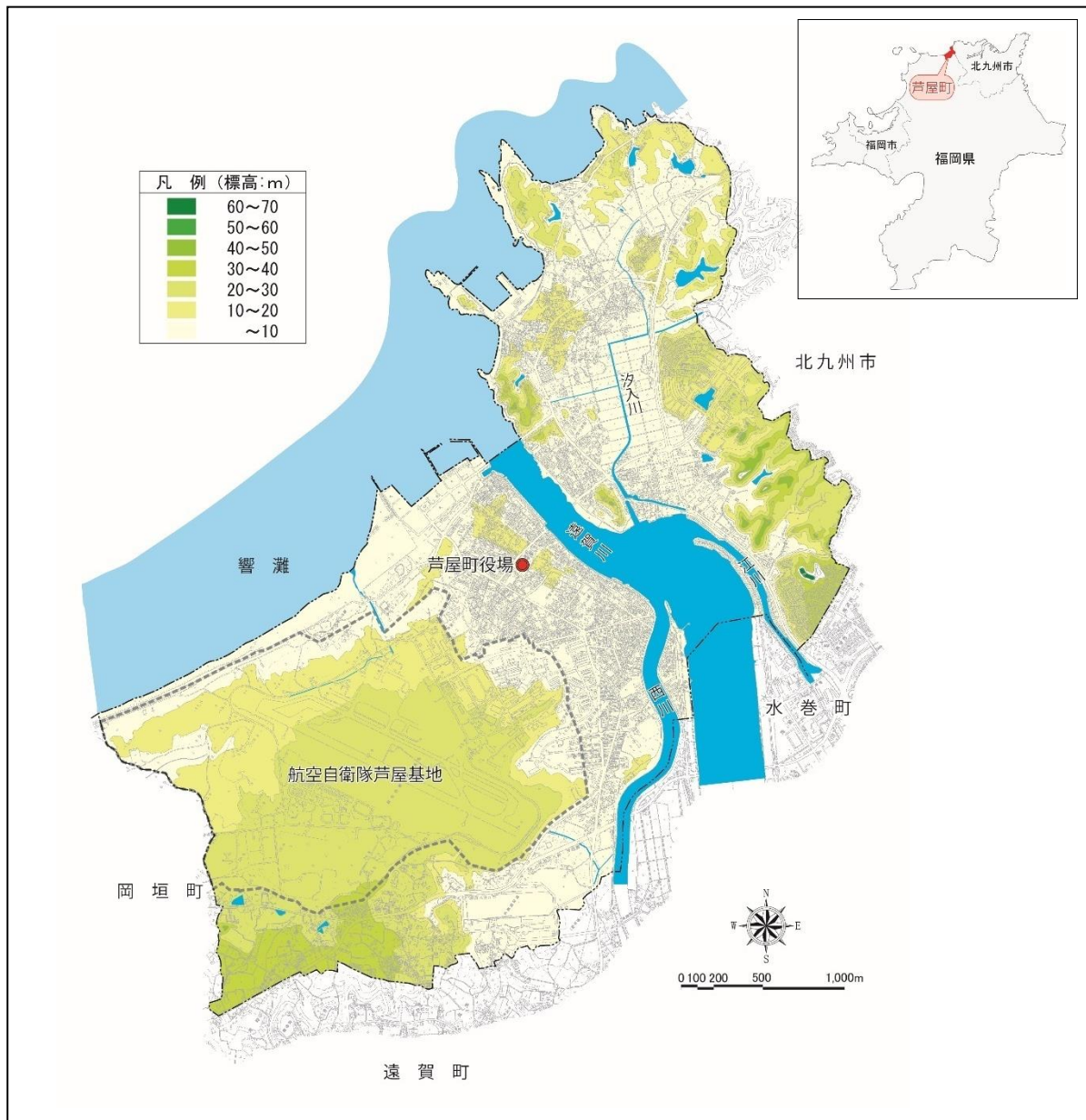
芦屋町は、福岡県の北端（北緯 33° 53、東経 130° 40）に位置し、東西 4.4 km、南北 5.3 km、行政面積 11.58km<sup>2</sup> の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の 3 分の 1 を占めているため、実質的な行政面積は約 7.55 km<sup>2</sup> となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、遠賀川の両岸に市街地が形成されています。また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高 60 m 未満の丘陵地帯となっています。町内を流れる主な河川は、遠賀川、西川、江川、汐入川です。

古くから河川と海を結ぶ交通の要衝として栄えた芦屋町では、古代には『日本書紀』に記され、中世には名高い芦屋釜を生み出し、近世には芦屋の旅行商人が全国に伊万里焼を広めるなど、日本の歴史や文化史において芦屋の果たした役割は小さくありません。

明治 22（1889）年の町村制施行により芦屋村と山鹿村が誕生し、明治 24（1891）年に芦屋村が芦屋町となり、明治 38（1905）年に芦屋町と山鹿村が合併して現在の芦屋町となりました。

## ◆地勢図

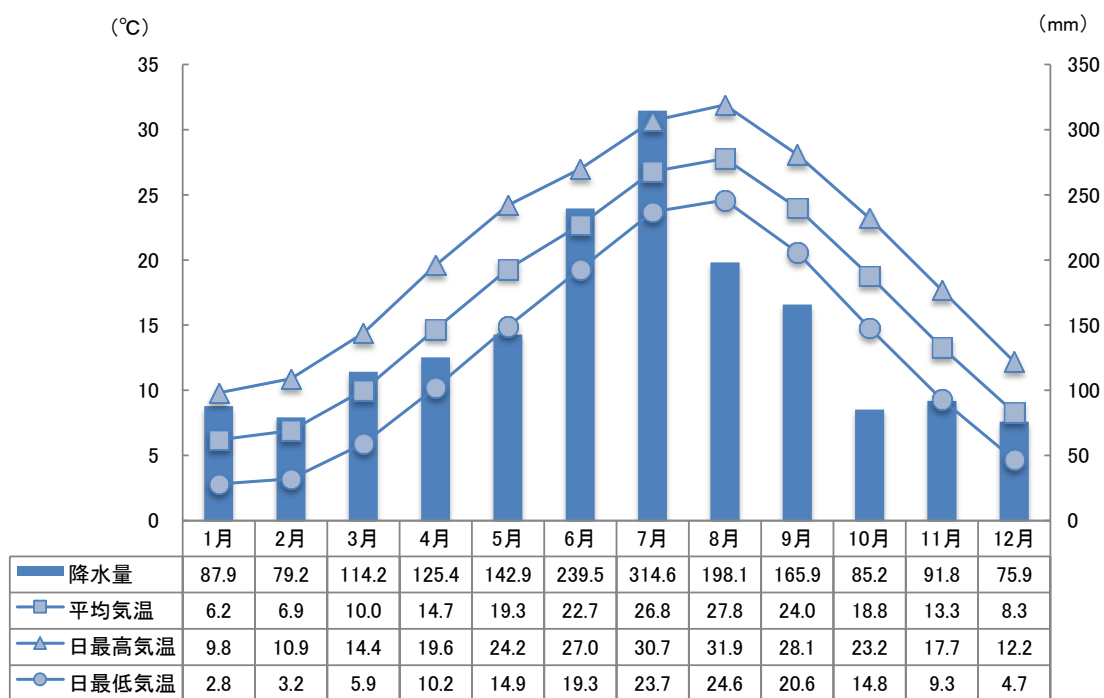


## 2. 気象

芦屋町に最も近い福岡管区気象台八幡アメダス観測所の気象データの平年値（平成3年～令和2年の30年間の平均値）の値をみると、年間の平均降水量は1,720.5mm、平均気温は16.6℃、平均風速は2.1m/s、平均日照時間は1,835.7時間となっています。

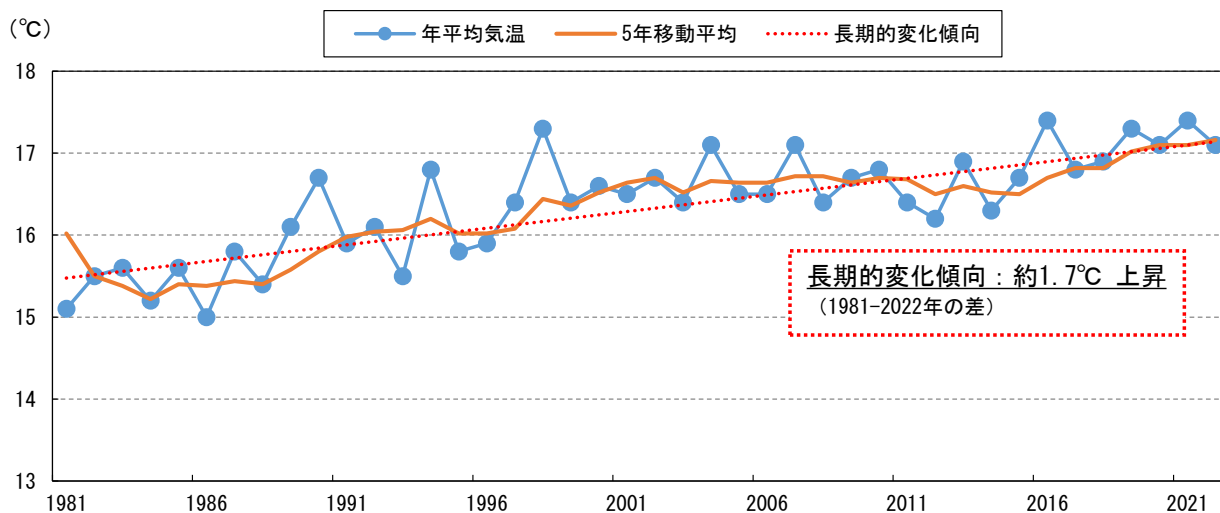
また、年平均気温の長期的変化傾向をみると、過去30年間で平均気温が1.7℃上昇しています。

### ◆月別気温、降水量の平年値



資料：気象統計情報、気象庁

### ◆過去30年間における気温の変化



### 3. 動植物の分布状況や土地利用の状況

芦屋町では、「福岡県の希少野生生物<sup>6</sup>」に掲載されている種のうち、ハヤブサ、ニホンイトヨ（降海型）などの動物やクロマツ群落などの植物が確認されています。

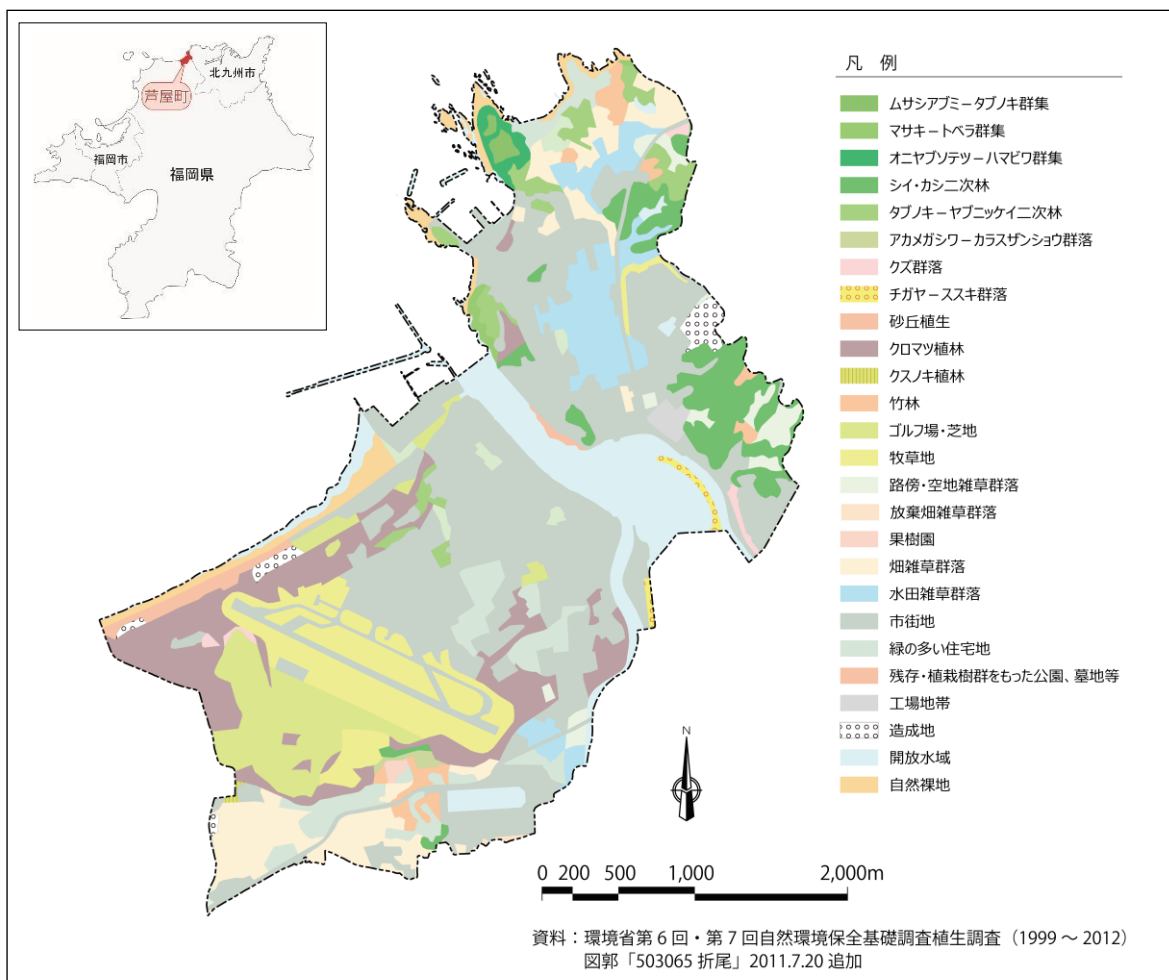
また、夏井ヶ浜周辺に自生しているハマユウは九州における自生の北限として福岡県の天然記念物に指定されています。

町内の植生の状況を見ると、クロマツ植林が海岸沿いなどに分布しており、ヤブコウジースダジイ群集が狩尾岬に分布しています。また、シイ・カシ萌芽林が山鹿から江川台の一带に分布しています。汐入川周辺には、まとまった水田雑草群落広がっています。

森林に関する法指定状況を見ると、海岸沿いの森林を中心に保安林の指定がなされています。保安林などでは、松林の保護を目的とした松くい虫防除や植栽が実施されています。

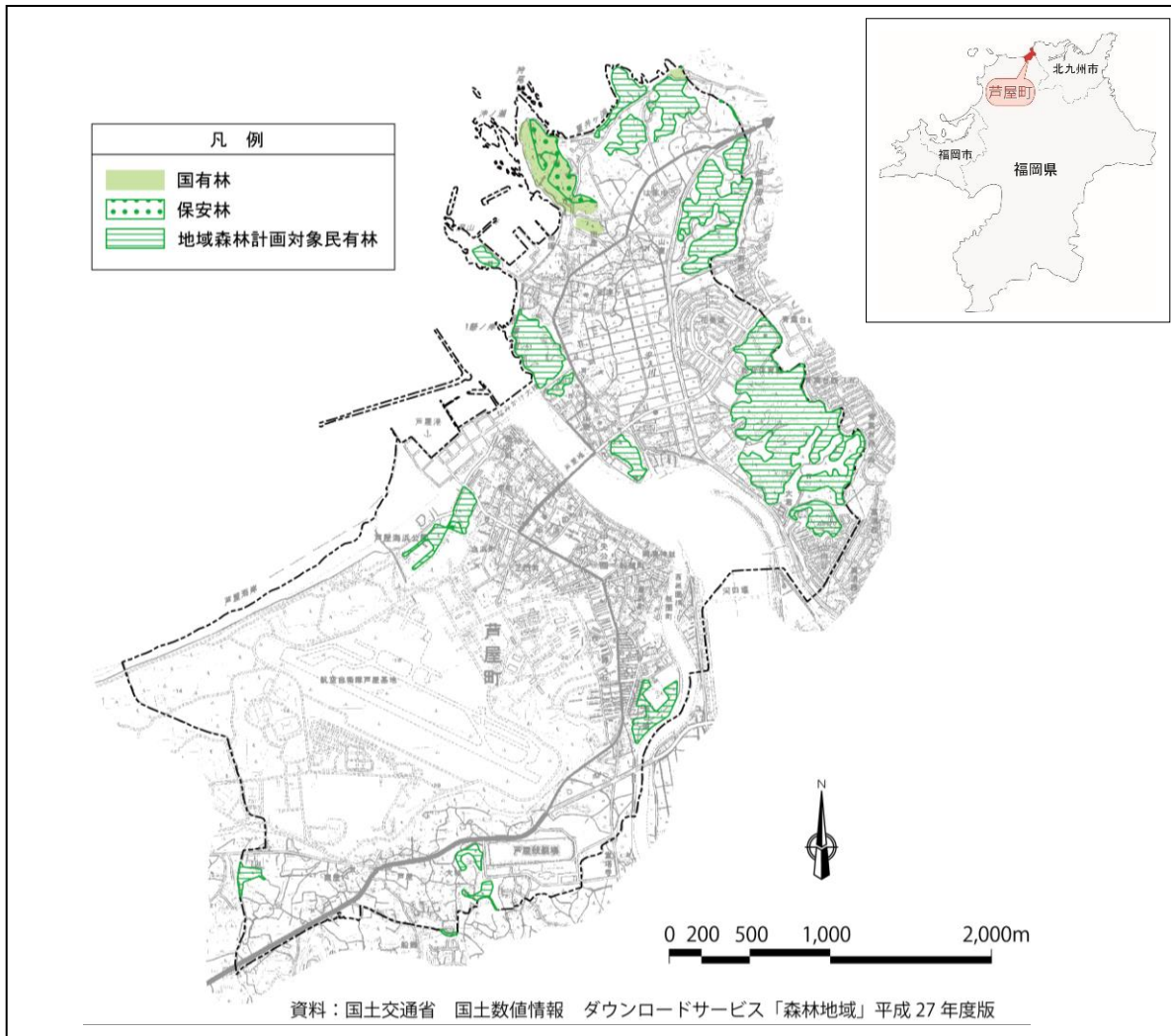
また、私有地の地目別土地利用面積は、近年、変化はゆるやかになっているものの、経年的な傾向として田や畑が減少し、宅地が増加しています。令和2年の内訳を見ると、宅地が45.2%で最も多くの割合を占めており、山林14.3%、畑13.9%、田12.7%などとなっています。

#### ◆植生図

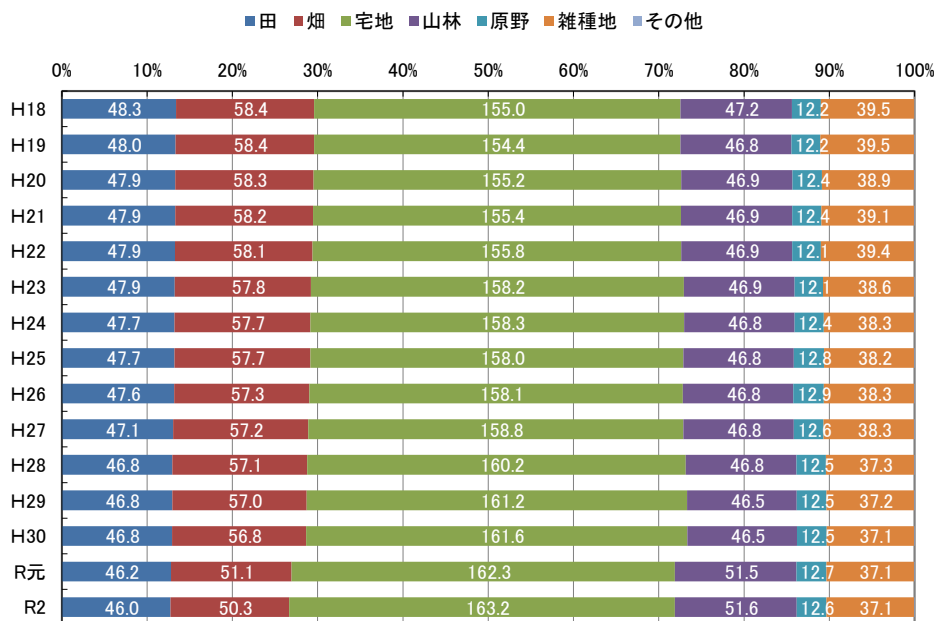


<sup>6</sup> 【福岡県の希少野生生物】福岡県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深めるとともに、保全対策の資料として役立つために作成された冊子です。福岡県は平成2001（平成13）年3月に「福岡県の希少野生生物ー福岡県レッドデータブック2001ー」を発行しました。その後、レッドデータブックの見直しに取りかかり、植物群落、植物、哺乳類、鳥類については、2011（平成23）年11月に改訂されました。爬虫類、両生類、魚類、陸・淡水産貝類、昆虫類、甲殻類・その他については2014（平成26）年度に改訂されました。

◆森林に関する法指定状況



◆民有地の地目別土地利用面積の推移



(単位: ha)

資料: 福岡県統計年鑑、県市町村支援課

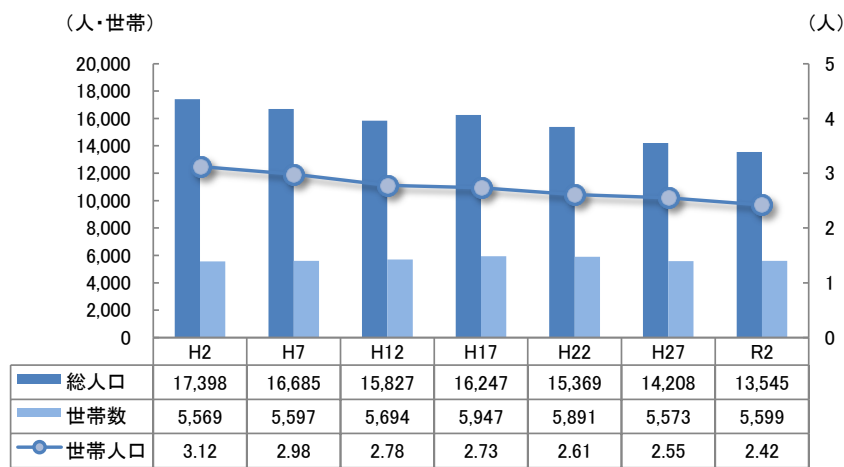
## 4. 人口

国勢調査によると、令和2年の芦屋町の人口は13,545人で、世帯数は5,599世帯です。人口は平成7年以降減少し、花美坂団地の開発により、平成17年時点で増加したものの、平成22年以降再び減少しています。世帯数は平成7年以降平成17年時点まで増加しましたが、平成22年以降減少傾向にあります。

また、平成7年以降高齢化率（総人口に占める高齢人口の割合）が徐々に高まっており、令和2年時点で32.2%となっています。

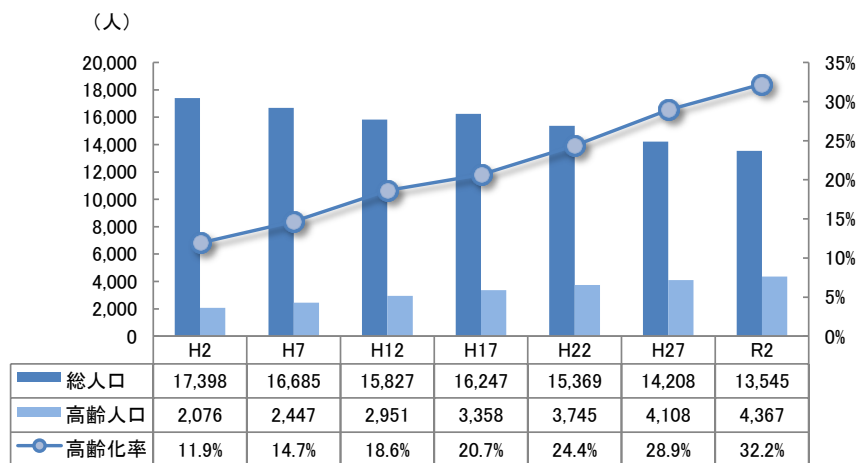
芦屋町の人口動態（福岡県の人口と世帯年報）をみると、平成29年以降社会減（転出が転入を上回る）、自然増（出生が死亡を上回る）の状態が続いています。

### ◆人口、世帯数の推移



資料：国勢調査

### ◆高齢化率の推移



資料：国勢調査

## 5. 産業

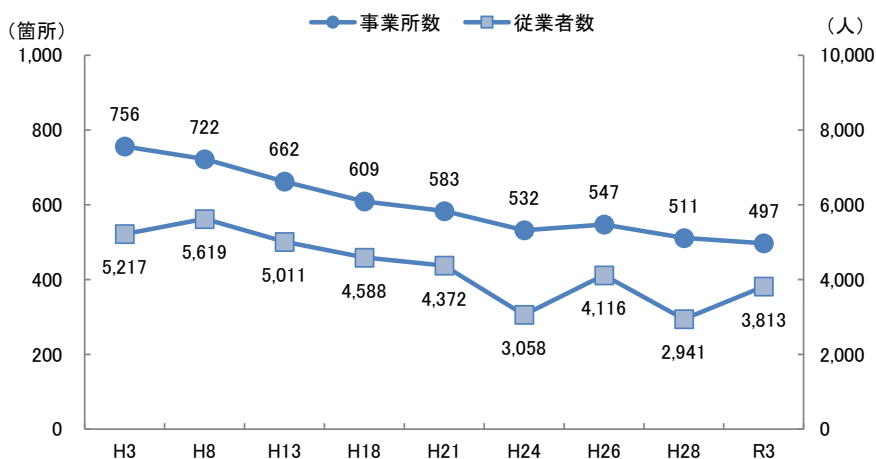
### (1) 産業構造

芦屋町の事業所数、従業者数は年によって増減はあるものの、平成8年以降減少傾向にあります。令和3年の事業所数は497箇所、第3次産業が81.3%（414箇所）を占めており、第2次産業は18.7%（93箇所）、第1次産業（個人経営は除く）は0%（0箇所）です。

産業中分類別にみると、卸売、小売業が20.7%（103箇所）で最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業17.7%（88箇所）、建設業13.7%（68箇所）などとなっています。

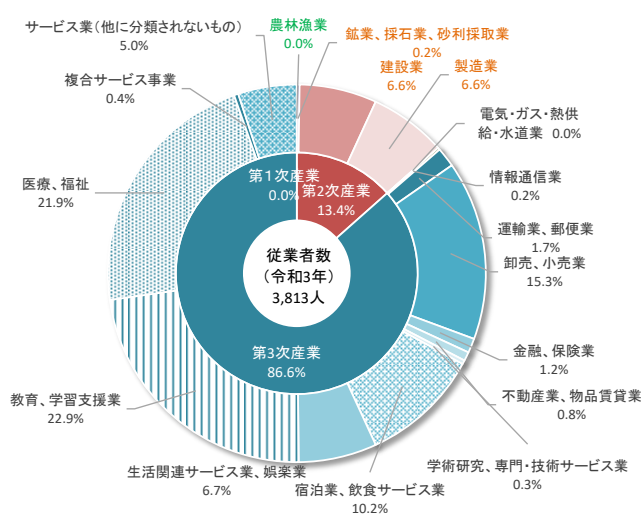
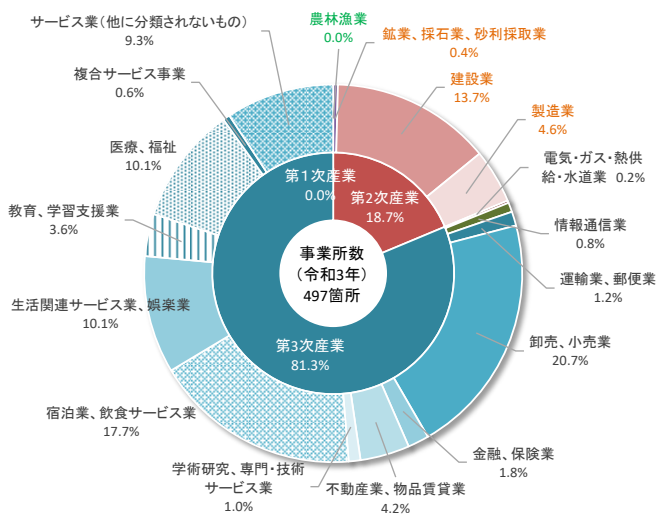
令和3年の従業者数は3,813人で第3次産業が86.6%（3,296人）を占めており、第2次産業は13.4%（512人）、第1次産業（個人経営は除く）は0%（0人）です。産業中分類別にみると、教育、学習支援業が22.9%（872人）で最も多く、次いで医療、福祉21.9%（833人）、卸売、小売業15.3%（584人）などとなっています。

#### ◆事業所数、従業者数の推移



資料：H3～H21(事業所・企業統計調査)、H21・H26(経済センサス-基礎調査)、H24・H28・R2(経済センサス-活動調査)、総務省統計局

#### ◆事業所数、従業者数（令和3年）



※四捨五入の関係で円グラフの合計が100%にならない場合もあります。

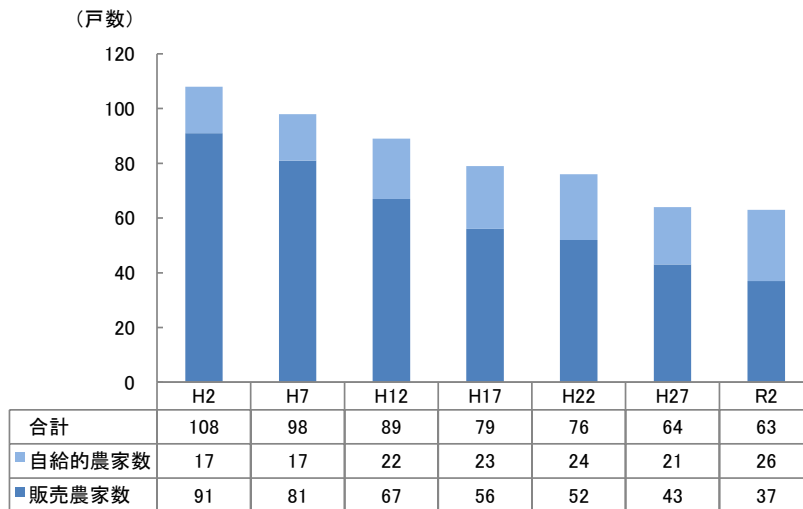
資料：総務省統計局「令和3年経済センサス活動調査」

## (2) 農業

芦屋町では、山鹿耕地で水稻・青ねぎなど、芦屋台地でキャベツ・はくさい・赤しそなどが生産されています。青ねぎ（かおりっこ）や赤しそ（芳香しそ）はブランド化され、直売所への出荷や学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。

しかし、芦屋町の農家数、経営耕地面積は農業就業者の高齢化や離農などにより平成7年以降減少しています。

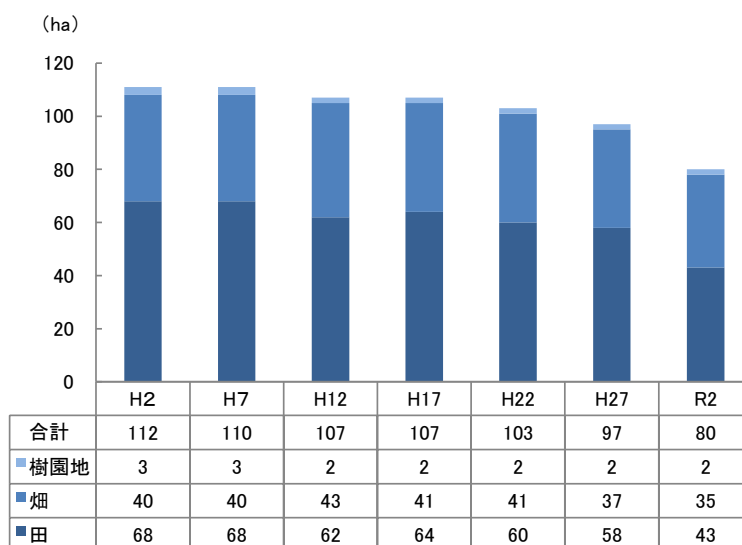
### ◆農家数の推移



資料：農林業センサス、農林水産省

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家  
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

### ◆経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス、農林水産省

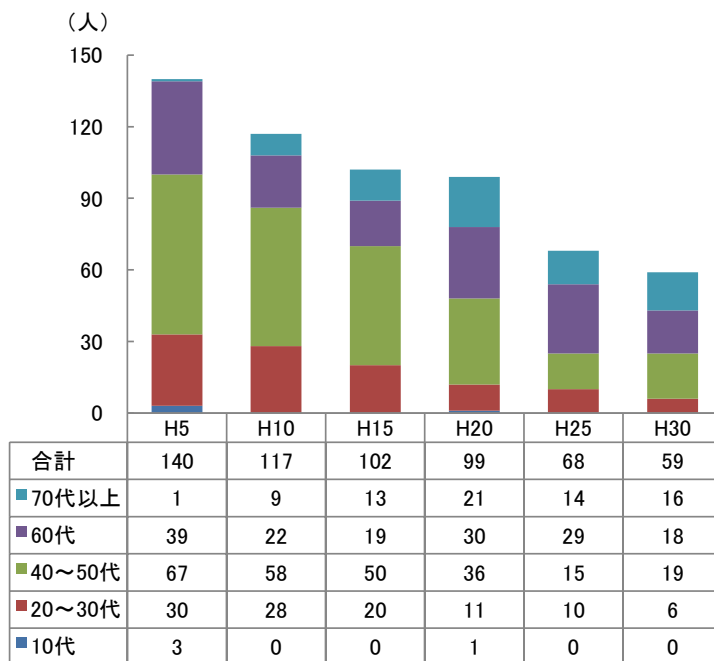
※四捨五入の関係で個々の積み上げと合計が一致しない場合があります



### (3) 水産業

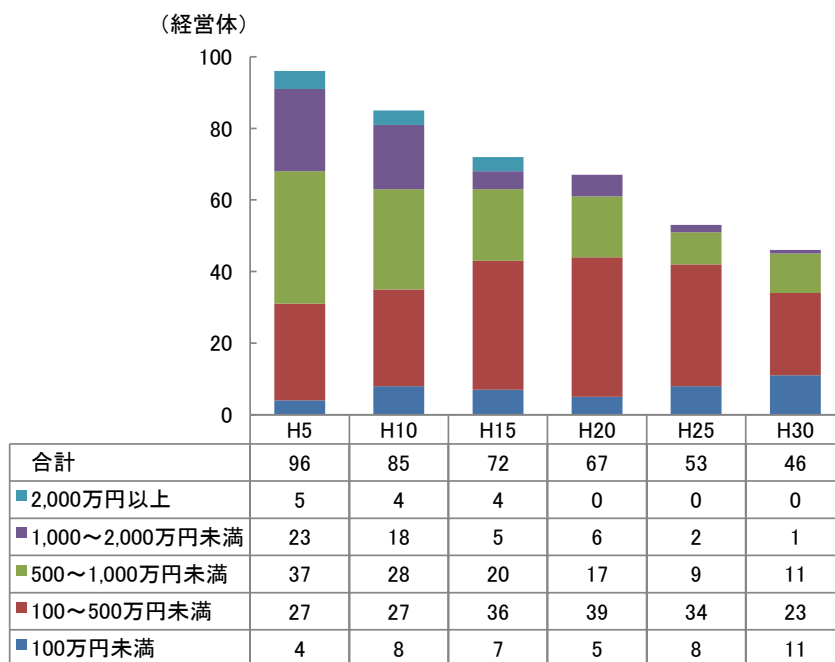
芦屋町では、漁業就業者数が年々減少し、就業者の高齢化が進んでいます。また、漁獲金額別経営体数は平成15年時点では2,000万円以上が4つの経営体ありましたが、平成20年以降はゼロとなっています。

#### ◆年代別就業者数の推移



資料：漁業センサス、農林水産省

#### ◆漁獲金額別経営体数の推移

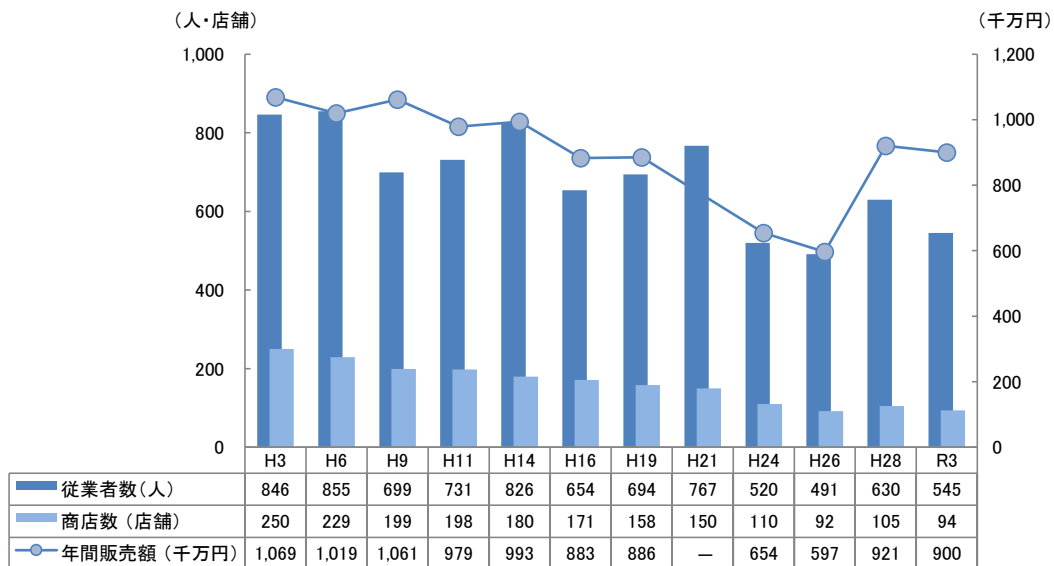


資料：漁業センサス、農林水産省

### (4) 商工業

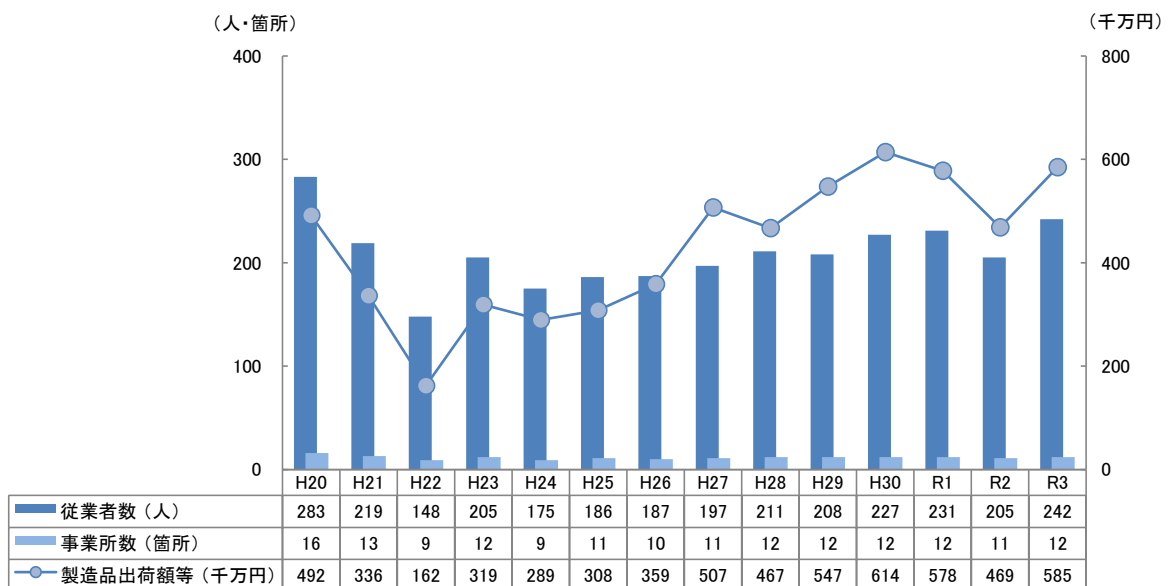
芦屋町の卸売、小売業の店舗数、従業者数は、年による増減はみられるものの減少傾向にあります。年間販売額も平成 26 年までは減少傾向にあり、平成 28 年には増加しましたが、令和 3 年には減少しています。また、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額は、平成 23 年以降は増加傾向にあり、令和 2 年度に減少したものの令和 3 年度には増加しています。

#### ◆卸売、小売業関連指標の推移



資料：商業統計調査、経済センサ基礎調査(H21)、経済センサ活動調査(H24,H28)、  
経済センサ基礎調査「商業統計調査」(H26)、経済産業省  
※H21経済センサ基礎調査は事業所数及び従業者数のみ

#### ◆製造業関連指標の推移

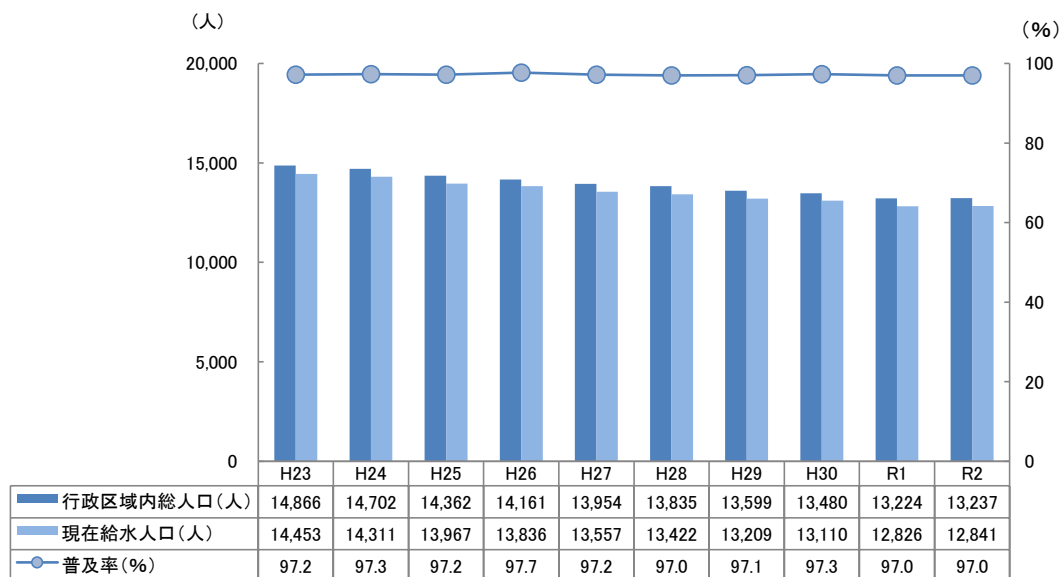


資料：工業統計調査、平成28年経済センサ-活動調査(H27)、平成29年工業統計調査(H28)、経済産業省

## 6. 上水道

芦屋町の上水道事業は、平成19年度に北九州市水道局と業務統合され、安全な水が安定的に供給されています。水道普及率は令和3年度時点で97.0%となっています。

### ◆給水人口および水道普及率の推移

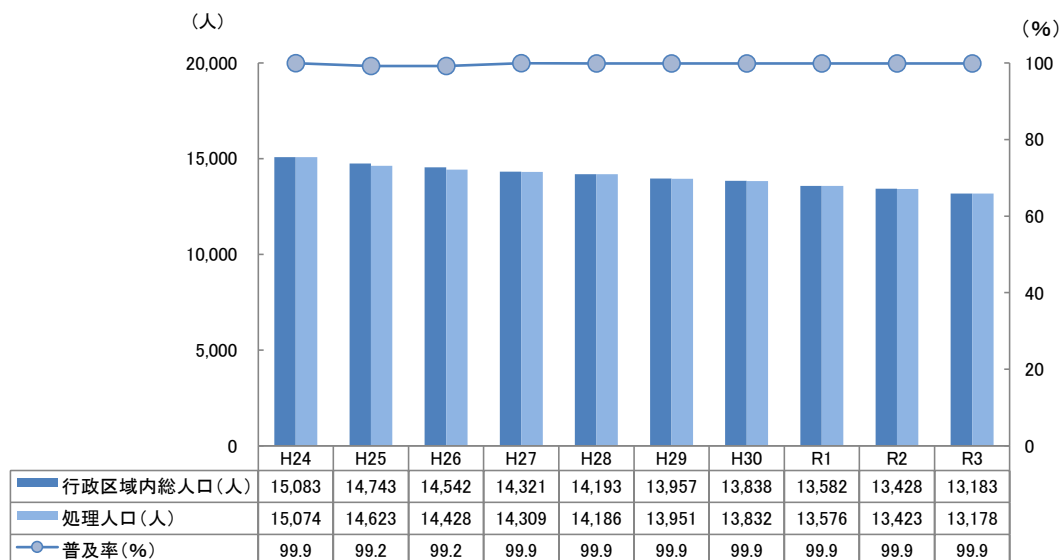


資料：福岡県の水道、県水資源対策課

## 7. 下水道

芦屋町の下水道事業は、平成12年度に町全域の整備が完了しており、長寿命化計画に基づいて管渠の補修や、芦屋町浄化センターおよび中ノ浜ポンプ場などの改築更新に計画的に取り組んでいます。下水道普及率は令和3年度現在99.9%となっています。

### ◆処理人口および下水道普及率の推移



※行政区域内人口：H25までは翌年3月31日現在、H26以降は翌年1月1日現在の住民基本台帳人口。  
普及率=処理人口/行政区域内総人口（H26以降は「福岡県の下水道」の普及率を使用した）

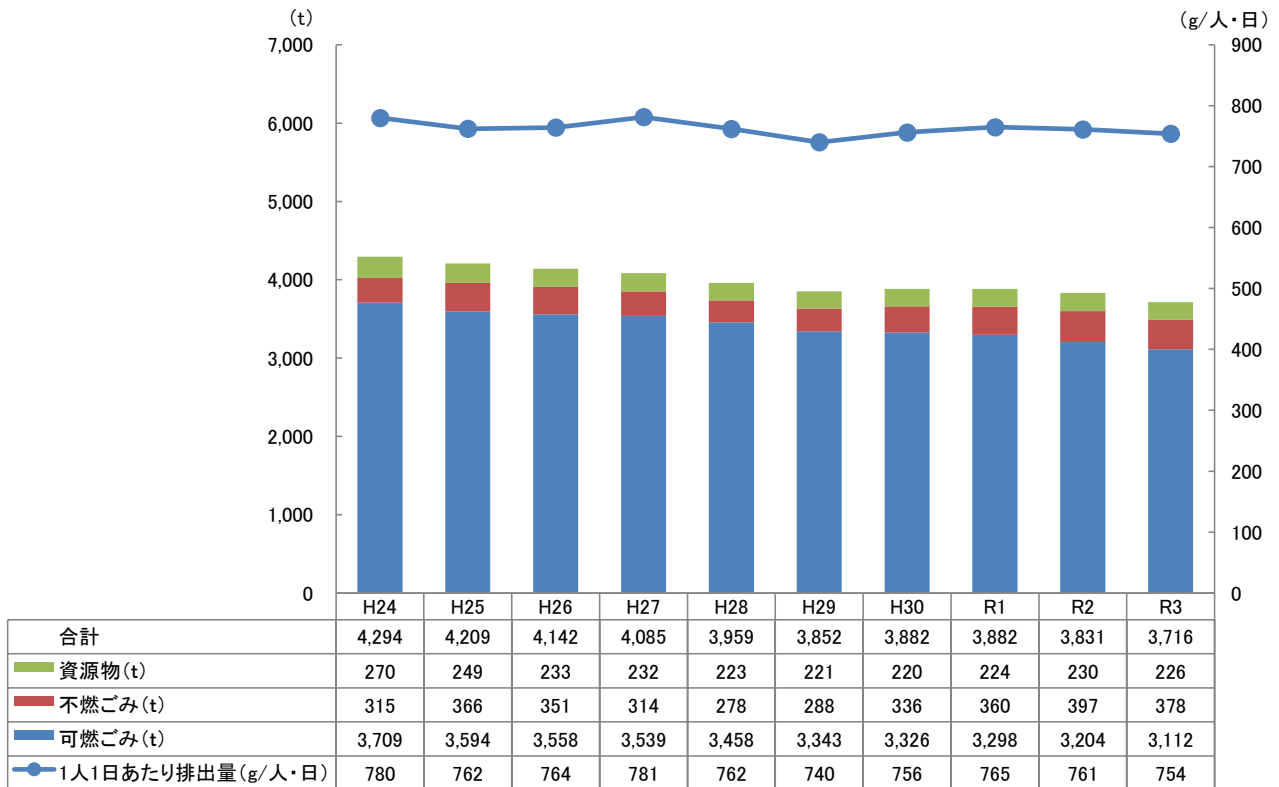
資料：福岡県の下水道、県下水道課

## 8. 廃棄物処理

芦屋町から排出される一般廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の合計）の推移（過去10年間）をみると、減少傾向にあります。

種類別にみると可燃ごみは減少傾向、不燃ごみは近年やや増加傾向、資源物は横ばいの傾向にあります。1人1日あたりの年間排出量は、ほぼ横ばいの傾向にあります。令和3年度現在では754g/人・日となっています。

### ◆ごみ排出量の推移



資料：遠賀・中間地域広域行政事務組合

## 9. 温室効果ガス排出量

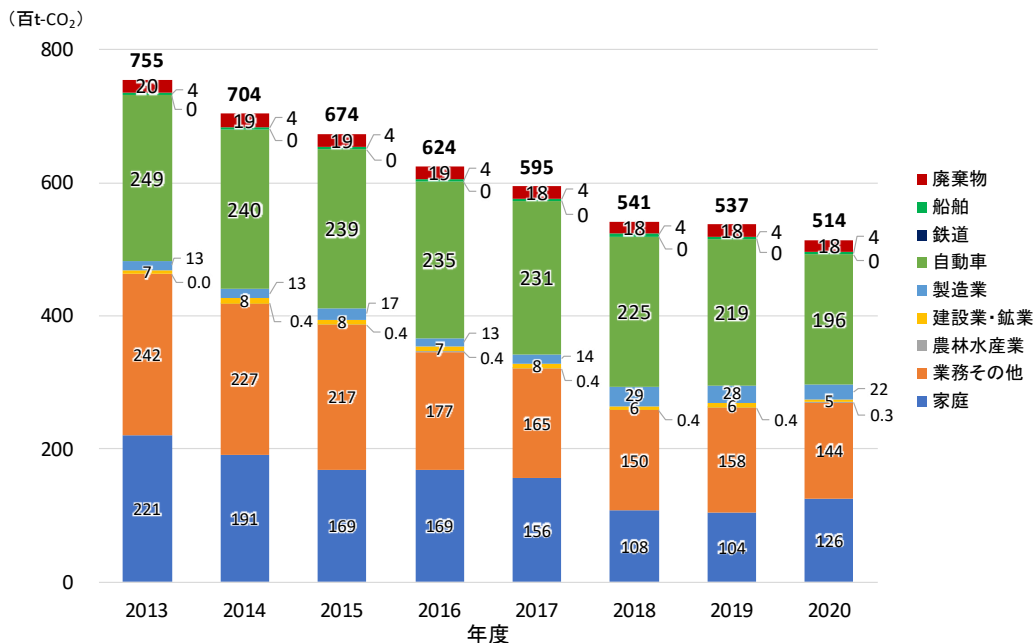
地球温暖化は主に私たちの生活や事業活動に伴って排出される温室効果ガスによってもたらされています。中でもエネルギー消費によって排出される二酸化炭素が温室効果ガス排出量の大部分（9割程度）を占めています。したがって、本計画で対象とする温室効果ガスは二酸化炭素とします。

町域内の二酸化炭素排出量は、減少傾向にあり、2020年度時点で51,450t-CO<sub>2</sub>です。

### ◆二酸化炭素排出量の推移

部門	二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )								2020年度の 部門別割合	2013年度 からの 増減率
	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (R元) 年度	2020 (R2) 年度		
産業部門	1,974	2,188	2,516	2,093	2,157	3,586	3,405	2,718	5.3%	37.7%
製造業	1,307	1,298	1,712	1,313	1,357	2,908	2,759	2,217	4.3%	69.6%
建設業・鉱業	667	846	760	739	759	641	609	472	0.9%	-29.2%
農林水産業	0	44	44	41	41	37	37	29	0.1%	—
業務その他部門	24,205	22,716	21,740	17,679	16,461	15,019	15,772	14,423	28.0%	-40.4%
家庭部門	22,063	19,126	16,911	16,930	15,581	10,784	10,422	12,559	24.4%	-43.1%
運輸部門	25,292	24,396	24,259	23,850	23,452	22,931	20,326	19,948	38.8%	-21.1%
自動車	24,907	24,012	23,875	23,466	23,068	22,547	21,942	19,563	38.0%	-21.5%
鉄道	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
船舶	384	384	384	384	384	384	384	384	0.7%	0.0%
廃棄物分野 (一般廃棄物の焼却)	1,985	1,947	1,940	1,864	1,804	1,816	1,814	1,803	3.5%	-9.2%
合計	75,518	70,374	67,366	62,417	59,455	54,136	53,739	51,450	100.0%	-31.9%

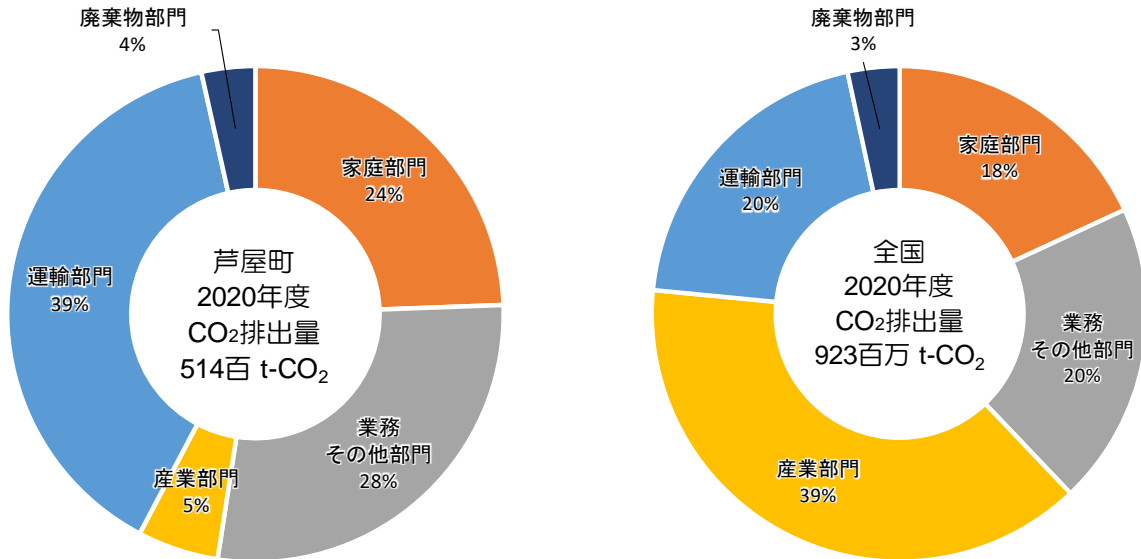
### ◆二酸化炭素排出量の推移



2020年度の二酸化炭素排出量の内訳をみると、運輸部門が39%を占めており、業務その他部門が28%、家庭部門が24%、産業部門が5%、廃棄物部門（一般廃棄物）が4%となっています。

全国の二酸化炭素排出量と比較すると芦屋町の場合、運輸部門の割合が大きく、産業部門の割合が小さくなっていることが特徴です。

◆二酸化炭素排出量の部門別割合（全国との比較、2020（令和2）年度）



※全国の割合のうち、芦屋町に関連しない「エネルギー転換部門」、「工業プロセス部門」、「その他」は除いています。

芦屋町

全国

# 第 3 章

## 計画改定の背景

1. 環境をめぐる社会の動向..... 20
2. 第 1 次計画の実績と評価..... 30

## 1. 環境をめぐる社会の動向

### (1) 国際的な取り組み

私たちは物質的に豊かで便利な生活を享受しています。一方で私たちのこの便利な生活は過剰な地球環境資源の活用により成り立っています。近年、各種研究機関の報告により、人の活動に起因する地球環境の悪化が深刻化し、地球が本来持っている環境容量の限界に近づいているとの認識が高まってきました。

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が人間活動によって引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。このアジェンダの中核をなすのが「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)」で、環境と経済、人間社会全体のあり方を切り離せないものとして一体的に向上させていくこと、その際「誰一人取り残さない」ことを宣言したものです。

アジェンダ採択以降、各国、地方行政が独自のスタイルでの取り組みを進めており、本町においても各種計画にこの考え方を取り入れています。

#### コラム

#### 持続可能な開発のための2030アジェンダ

2030アジェンダでは、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくための、先進国と開発途上国が共に取り組むべき17のゴールと169のターゲットを設定した「持続可能な開発目標(SDGs)」を掲げている。SDGsのゴールとターゲットは相互に関係しており、複数の課題を統合的に解決したり、一つの行動によって複数の側面に利益を生み出すことのできる構造となっています。環境の視点からみると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動を存続させるための方向性を示すものといえる。

#### 世界を変えるための17の目標



[資料：国際連合広報センター（2018.08.01 現在）]



## ①地球温暖化問題

地球温暖化は次世代におよぼす影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存に関わる最も重要な環境問題の一つです。

2015年12月の気候変動枠組条約<sup>7</sup>第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定は、歴史上初めて先進国・途上国の区別なく、全ての参加国が自国の決定する目標に向けて取り組みを実施する画期的なもので、地球の平均気温の上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することで、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成することを目指しています。

2023年3月に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>8</sup>の第6次評価報告書統合報告書によると、「人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850年から1900年を基準とした世界平均気温は2011年から2020年に1.1℃の温暖化に達した」としています。また、「地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する」、「温暖化を1.5℃又は2℃に抑制しうるかは、主にCO<sub>2</sub>排出正味ゼロを達成する時期までの累積排出量と、この10年の温室効果ガス排出削減の水準によって決まる」、「全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じており、この10年に行う選択や実施する対策が現在から数千年先まで影響を持つ」、としており、地球温暖化対策としての緩和策・適応策の重要性がより一層高まっています。

### ◆地球温暖化問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2015（H27）年	●気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を採択
2016（H28）年	●気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）でパリ協定の実施指針等を2018年までに策定することを合意
2017（H29）年	●気候変動枠組条約第23回締約国会議（COP23）でパリ協定の実施指針をCOP24で合意に導くための交渉の実施
2018（H30）年	●気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）でパリ協定の実施指針を採択 ●IPCCが「1.5℃特別報告書」を公表
2019（R元）年	●気候変動枠組条約第25回締約国会議（COP25）でロス&ダメージ（気候変動の影響に伴う損失及び損害）に関するワルシャワ国際メカニズム（リスク管理に関する知見の共有等を促進するもの）のレビューを実施
2021（R3）年	●気候サミットで参加各国が2030年を目標年とする「自国の貢献する決定（NDC）」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表 ●気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）でパリ協定の市場メカニズムの実施指針、透明性枠組みの報告様式、NDC実施の共通の機関（共通時間枠）等の重要議題で合意に至り、パリルールブックが完成
2022（R4）年	●気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）「シャルム・エル・シェイク実施計画」、「緩和作業計画」を採択
2023（R5）年	●IPCC第6次評価報告書統合報告書公表

<sup>7</sup>【気候変動枠組条約】温暖化ガスの増加に伴う地球温暖化など、気候変動を防止するための枠組みを定めた国際条約です。1992（平成4）年5月に国連総会で採択され、同年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）では155か国が同条約に署名、1994（平成6）年に発効しました。大気中の温暖化濃度の安定化を「究極の目標」とする一方、当面の対応する枠組みを定め、先進工業国が資金面、技術面などで発展途上国を支援することを義務づけています。

<sup>8</sup>【気候変動に関する政府間パネル（IPCC）】人為起源による気候変化、影響、適応および緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988（昭和63）年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織です。

## ②廃棄物問題

2050年における世界全体の廃棄物の量は、経済成長と人口増加に伴い、2000年の2倍以上になる見通しです。国連環境計画（UNEP）<sup>9</sup>が設立した持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）<sup>10</sup>では、世界規模で資源消費が急増していることから、資源利用の削減と、これに伴う環境影響の低減が必要であるとしています。

資源・エネルギーや食糧需要の増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しており、一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。2021年2月には世界全体での循環経済への公正な移行などを目指して、各国政府や国際的な機関・団体が結集する「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」が立ち上がり、サーキュラーエコノミーと気候変動に関する調査報告書の公表などを実施しています。

また、2022年に開催された第5回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）において、海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会（INC）を立ち上げる決議が採択されました。

## ◆廃棄物問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2018（H30）年	●G7ハリファックス環境・海洋・エネルギー大臣会合で「海洋プラスチックごみに対処するためのG7イノベーションチャレンジ」採択
2019（R元）年	●G20持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合で「G20海洋プラスチックごみ対策実施得枠組」合意 ●G20大阪サミットで「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」合意
2021（R3）年	●「循環経済及び資源効率性に関するグローバルアライアンス（GACERE）」設立
2020（R4）年	●第5回国連環境総会再開セッションで（UNEA5.2）で「海洋プラスチック汚染をはじめとするプラスチック汚染対策に関する法的拘束力のある文書（条約）について議論するための政府間交渉委員会（INC）を立ち上げる決議」を採択
2023（R5）年	●G7広島サミットの首脳コミュニケで「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにするという野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」をコミット

<sup>9</sup>【国連環境計画（UNEP）】環境分野を対象に国連活動・国際協力活動を行う機関で、1972（昭和47）年6月に設立されました。取り扱う分野は、オゾン層保護、有害廃棄物、海洋環境保護、水質保全、化学物質管理や貴金属への対応、土壌の劣化の阻止、生物多様性の保護など多岐にわたっています。

<sup>10</sup>【持続可能な資源管理に関する国際パネル（IRP）】天然資源を利用し環境影響に関する科学的評価の提供や環境影響を少なくする方法への理解を深めることを目的につくられた組織です。

### ③生物多様性問題

2020年9月に生物多様性条約<sup>11</sup>事務局が公表した地球規模生物多様性概況第5版<sup>12</sup>では、2020年までの世界全体の目標である20の愛知目標のうち、6つの目標が部分的に達成されたが、完全に達成された目標はないと評価しており、2050年ビジョン「自然との共生」の達成に向けて、生物多様性損失の要因への対応や保全再生の取組に加え、気候変動対策や持続可能な生産と消費などの様々な分野の取組を連携させていくことが必要と指摘しています。

また、2020年に国際自然保護連合（IUCN）<sup>13</sup>が公表したレッドリストによると、全評価種の27%以上に当たる4万2,100種以上が絶滅の危機にあります。

こうした中、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）がカナダのモントリオールで開催されました。COP15では、2020年までの世界目標である愛知目標の後継として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050年ビジョンを愛知目標に引き続き「自然と共生する世界」とし、2030年ミッションとして「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられるとともに、2030年までの行動目標として30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標<sup>14</sup>をはじめとする23個のグローバルターゲットが設定されました。

#### ◆生物多様性問題に関する国際的な取り組み

年	主な取り組み
2018（H30）年	●生物多様性条約第14回締約国会議（COP14）開催。生物多様性の主流化、2050年以降の新たな生物多様性の世界目標に関する準備プロセス、生物多様性と気候変動等について示した「シャルム・エル・シェイク宣言」を採択
2020（R2）年	●生物多様性条約事務局が「地球規模生物多様性概況第5版」を公表 ●国際自然保護連合（IUCN）が「レッドリスト」を公表。全評価種の27%以上に当たる4万2,100種以上が絶滅の危機にあることを指摘。
2021（R3）年	●生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第一部開催。「ポスト2020生物多様性枠組」の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」を採択
2022（R4）年	●生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部開催。2030年ミッションとしてのネイチャーポジティブと30by30目標をはじめとする2030年までの行動目標を定めた「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を採択
2023（R5）年	●G7広島サミットの首脳コミュニケで「国家管轄外区域の海洋生物多様性（BBNJ）に関する国際文書」の迅速な発効と実施を呼びかける

<sup>11</sup>【生物多様性条約】正式名称を「生物の多様性に関する条約」といい、1992（平成4）年にケニアのナイロビで開催された合意テキスト採択会議で採択され、1993（平成5）年12月に発効しました。日本は1993（平成5）年5月に締結しました。この条約は、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的としています。

<sup>12</sup>【地球規模生物多様性概況第5版】生物多様性条約事務局が地球規模の生物多様性の状況を評価した報告書「地球規模生物多様性概況」の第5版です。この報告書では、国際社会が生物多様性の損失を止め、最終的にはその流れを逆転させ、気候変動を抑制するとともに適応能力を高め、同時に、食料安全保障の向上といった他の目標を達成することができる選択肢は複数存在すると指摘しています。

<sup>13</sup>【国際自然保護連合（IUCN）】1948（昭和23）年に設立された国家、政府機関、非政府機関で構成された国際的な自然保護機関です。日本は、1978（昭和53）年に環境庁（当時）が日本の政府機関として初めて加盟し、1995（平成7）年に国家会員（外務省が窓口）として加盟しました。6つのボランティアネットワークによる専門委員会を有し、保護地域を6つのカテゴリーに分類して自然保護活動を行っています。

<sup>14</sup>【30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標】。2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

## (2) 日本の取り組み

平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の考え方などをより意識した内容となっています。「第三次環境基本計画」から提唱している「環境・経済・社会の統合的向上」の具現化を目指す姿とともに、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる“持続可能な開発目標（SDGs）”の考え方も取り入れた内容となっています。即ち環境・経済・社会の問題は相互に密接に関連しており、一見すると環境に関係のないように見える課題であっても、統合的に取り組んでいくことで改善が期待できるとし、特定の環境分野に関する課題を直接的に解決する考え方を捨てています。代わりに、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することをねらい、相互に関連し合う分野横断的な6つの重点戦略が設定されています。

### 【第五次環境基本計画の重点戦略】

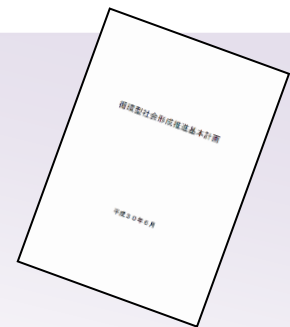
- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築



また、循環型社会<sup>15</sup>の構築に向けた取り組みとして平成30年6月に策定された、第四次循環型社会形成推進基本計画では、環境的側面、経済的側面および社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な7つの方向性ごとに将来像、取組、指標を設定しています。

### 【第四次循環型社会形成推進基本計画の構成と7つの柱】

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
- ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
- ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
- ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- ⑦ 循環分野における基盤整備

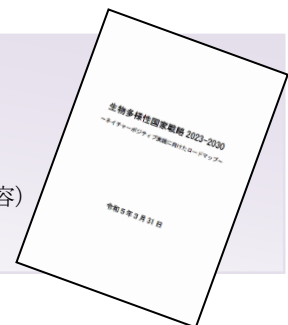


自然共生社会<sup>16</sup>の実現に向けた取り組みとして、令和5年3月に生物多様性国家戦略2023-2030が策定されました。

戦略は、次の5つの基本戦略を掲げ、その実現に向けた行動計画を示しています。

### 【生物多様性国家戦略2023-2030の基本戦略】

- ① 生物多様性の健全性の回復
- ② 自然を活用した社会課題の解決
- ③ ネイチャーポジティブ経済の実現
- ④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）
- ⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進



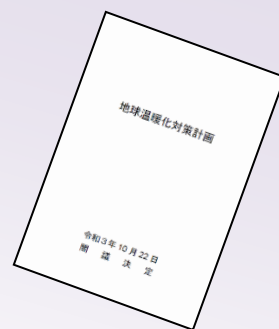
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が第 204 国会で成立したことを受け、脱炭素社会<sup>17</sup>の実現に向けて、令和 3 年 10 月に地球温暖化対策計画が策定されました。

計画では 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を目指し、2030 年に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦していくことを示しています。

また、主要な対策・施策として、自治体による促進区域の設定、住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大、2050 年に向けたイノベーション支援、2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」の創出などが示されています。

#### 【地球温暖化対策計画の主要な対策・施策】

- ① 再エネ・省エネ  
(自治体の促進区域の設定による地域に裨益する再エネ拡大、住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大)
- ② 産業・運輸など  
(2050 年に向けたイノベーション支援、データセンターの 30% 以上省エネに向けた研究開発・実証支援)
- ③ 分野横断的取組  
(2030 年度までに 100 以上の「脱炭素先行地域」を創出、優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減)

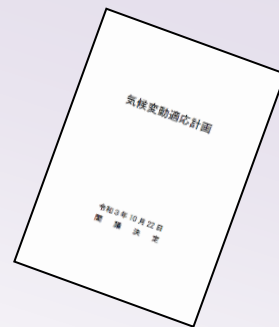


一方、気候変動影響への適応については、令和 2 年 12 月に公表された「気候変動影響評価報告書」を受け、令和 3 年 10 月に気候変動適応計画が策定されました。計画では、7 つの基本戦略とともに、①農業、林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 つの分野別の施策及び基盤的施策が示されています。

その後、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律第 16 条に「熱中症対策実行計画」が規定されたことを受け、令和 5 年 5 月に気候変動適応計画が一部変更されました。

#### 【気候変動適応計画の基本戦略】

- 基本戦略 1 施策への気候変動適応の組み込み
- 基本戦略 2 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用
- 基本戦略 3 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保
- 基本戦略 4 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進
- 基本戦略 5 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進
- 基本戦略 6 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進
- 基本戦略 7 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保



## ◆国内の環境に関する取り組み

年	主な取り組み
2018 (H30) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第五次環境基本計画の閣議決定</li> <li>●気候変動適応法の公布</li> <li>●第4次循環型社会形成推進基本計画の閣議決定</li> <li>●気候変動適応計画閣議決定</li> </ul>
2019 (R元) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境保全法の一部を改正する法律の公布</li> <li>●食品ロスの削減の推進に関する法律の公布</li> <li>●プラスチック資源循環戦略の策定</li> <li>●海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定</li> <li>●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定</li> <li>●自然再生基本方針変更の閣議決定</li> </ul>
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境保全基本方針変更の閣議決定</li> <li>●2050年脱炭素社会実現を目指すことを宣言</li> </ul>
2021 (R3) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布</li> <li>●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の公布</li> <li>●地域脱炭素ロードマップの決定</li> <li>●気候変動適応計画の閣議決定</li> <li>●地球温暖化対策計画の閣議決定</li> <li>●パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略の閣議決定</li> <li>●日本のNDC(国が決定する貢献)の地球温暖化対策推進本部決定</li> </ul>
2022 (R4) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の公布</li> <li>●30by30ロードマップの公表</li> <li>●特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の公布</li> <li>●脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動(デコ活)<sup>18</sup>の開始</li> </ul>
2023 (R5) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●GX(グリーントランスフォーメーション)<sup>19</sup>実現に向けた基本方針の閣議決定</li> <li>●生物多様性国家戦略2023-2030の策定</li> <li>●気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の公布</li> <li>●気候変動適応計画の一部変更</li> </ul>

<sup>15</sup>【循環型社会】資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物などの発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会のことです。

<sup>16</sup>【自然共生社会】生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、またさまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

<sup>17</sup>【脱炭素社会】パリ協定第4条1に規定されている「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成すること、すなわち世界全体の人為的な排出量を実質的にゼロにする社会のことです。

<sup>18</sup>【脱炭素につながる新しい暮らしを創る国民運動(デコ活)】2050年カーボンニュートラルを実現するためには国民一人ひとりのライフスタイルを変えていく必要があるため、政府は、令和4年10月から「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始しました。「デコ活」はその愛称で、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を意味する"活"を組み合わせた新しい言葉です。

<sup>19</sup>【GX(グリーントランスフォーメーション)】産業革命以来の化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造へと転換すること。

### (3) 福岡県の取り組み

福岡県では、令和4年3月に環境に関する施策の基本的な方向性を示した計画「第五次福岡県環境総合基本計画」が策定され、この計画を基本に環境行政を総合的・計画的に推進しています。

計画は、次の7つの柱のもと、19のテーマに沿って取り組みが進められています。

#### 【福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の7つの柱】

- ① 経済・社会のグリーン化  
ー技術・システム・ライフスタイルのイノベーションー
- ② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり  
ー多様な主体による環境啓発活動や環境教育ー
- ③ 脱炭素社会への移行  
ー地球温暖化防止と気候変動への適応ー
- ④ 循環型社会の推進  
ー資源の効率的活用と廃棄物の適正処理ー
- ⑤ 自然共生社会の推進  
ー生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス<sup>20</sup>」の実現ー
- ⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成  
ー心地よい空気・水・土・居住環境の保全ー
- ⑦ 国際環境協力の推進  
ー県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善ー



自然共生社会の実現に向けて、令和4年3月に「福岡県生物多様性地域戦略 2022-2026」を策定しました。戦略は、目指す社会（2050年に実現すること）として「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」を掲げ、4つの行動指針と12の目標を設定し、行動計画を定めています。

#### 【福岡県生物多様性戦略 2022-2026 の行動指針】

- ① 私たちの暮らしのなかで生物多様性を育みます
- ② 生物多様性の保全と再生を図ります
- ③ 生物多様性の恵みの持続可能な利用を図ります
- ④ 生物多様性を支える基盤とネットワークを構築します



循環型社会の実現に向けて、令和3年3月に「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、次の3つの基本方針に基づいた廃棄物行政が進められています。

#### 【福岡県廃棄物処理計画の主要施策】

- ① 持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進
- ② 持続可能な社会を実現するための人づくり
- ③ 各種リサイクル法に基づく取組みの推進
- ④ リサイクル製品の利用促進
- ⑤ プラスチック資源循環の促進
- ⑥ 資源循環型まちづくりの推進
- ⑦ 各種バイオマスの利用促進
- ⑧ エコタウン事業
- ⑨ 一般廃棄物の適正処理の推進
- ⑩ 産業廃棄物の適正処理の確保
- ⑪ 廃棄物の不適正処理の防止
- ⑫ 災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成



脱炭素社会の実現に向けて、令和4年3月に「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」が策定されました。計画では中期目標として2030年度の温室効果ガス排出を2013年度比で46%削減すること、長期目標として2050年度までに温室効果ガス排出の実質ゼロを目指すことを掲げています。

本計画では、温室効果ガスの排出削減や吸収源対策としての「緩和策」とともに、気候変動の影響による被害を最小化あるいは回避するための「適応策」に取り組むこととしています。

【福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）の主な適応策の取組】

- 農林水産業
  - ・高温耐性品種の開発と現地への普及を迅速化
  - ・森林地理情報システムを活用し、森林を効率的に管理
  - ・ICTを活用した海況予測情報の提供による漁業者への効率的な操業への支援
- 水環境・水資源
  - ・雨水利用の普及啓発
  - ・水質モニタリングと保全対策の推進
- 自然生態系
  - ・生物多様性戦略に基づく取組の推進
  - ・野生生物の実態調査、保護の緊急性の高い種の保護回復事業
  - ・砂浜の回復と海岸環境の保全・利用促進
- 自然災害・沿岸域
  - ・「流域治水」の推進
  - ・グリーンインフラの考え方に沿った県土づくり
- 健康
  - ・ホームページや広報紙、SNS等を活用した熱中症予防の普及啓発・注意喚起
  - ・蚊媒介感染症の発生リスク評価のための、媒介蚊発生状況の観測
  - ・新たな感染症発生を見据えた感染症対策の推進
- 産業・経済活動
  - ・災害時における企業の事業継続計画（BCP）策定支援に対する助成
- 県民生活・都市生活
  - ・災害に強い水道施設の整備の促進
  - ・関係団体や九州山口各県との協定に基づく災害廃棄物の広域処理の調整
- 分野横断
  - ・環境教育副読本や地球温暖化対策ワークブックによる環境教育の推進
  - ・「福岡県気候変動適応センター」による情報提供
  - ・ワンヘルスに関する普及啓発



◆福岡県の環境に関する取り組み

年	主な取り組み
2018 (H30) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県生物多様性戦略第2期行動計画策定</li> <li>●福岡県環境総合ビジョン（第四次福岡県環境総合基本計画）策定</li> </ul>
2019 (R元) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県第9期分別収集促進計画策定</li> </ul>
2020 (R2) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県環境保全実行計画策定</li> </ul>
2021 (R3) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県廃棄物処理計画策定</li> </ul>
2022 (R4) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）策定</li> <li>●福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）策定</li> <li>●福岡県生物多様性戦略2022-2026策定</li> <li>●福岡県食品ロス削減推進計画策定</li> <li>●福岡県ワンヘルス推進行動計画</li> </ul>
2023 (R5) 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）改定（別冊 促進区域の設定に関する福岡県基準）</li> </ul>

<sup>20</sup>【ワンヘルス（One Health）】「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方です。私たちが健康に暮らしていくためには、地球に暮らす動物、そして地球自身も健康である必要があります。



## (4) 芦屋町の取り組み

芦屋町では、他の遠賀川流域市町村に先駆けて積極的に下水道整備事業に取り組み、平成30年に「芦屋町生活排水処理基本計画」を策定しました。下水道普及率は令和3年度現在99.9%となっています。

令和3年には、町行政のマスタープランである「第6次芦屋町総合振興計画」を策定しました。第6次芦屋町総合振興計画では、まちの将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と設定し、環境分野の基本目標を「環境にやさしく、快適なまち」と定めて、各種取り組みを進めています。

地球温暖化に関しては、芦屋町地球温暖化対策実行計画（事務事業編 第5期）を策定し、芦屋町が行う事務・事業から発生する温室効果ガス排出量を令和12年度までに平成25年度比で46%削減する目標を掲げ、環境保全に努めています。

### ◆資源物集団回収



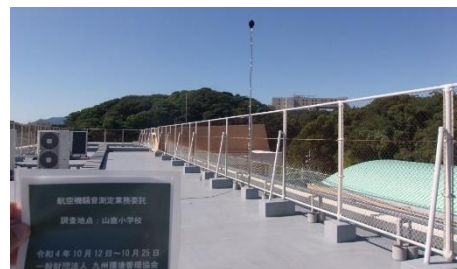
### ◆拠点回収の推進



### ◆町内一斉清掃



### ◆航空機騒音調査



### ◆住宅用太陽光発電システム設置費補助



### ◆地域公共交通活性化事業



## 2. 第1次計画の実績と評価

### (1) 施策の実施状況と数値目標の達成状況

中間見直し前に完了した事業、対象事業や要請がなかった事業、新型コロナウイルス対策として自粛した事業等を除くと、第1次計画に示す施策で未着手のものはありませんでした。

#### ◆第1次計画に示す施策の実施状況（平成30年度以降）

分野	環境目標	取り組みの方向性	町の主な取り組み	実施状況		
自然環境	豊かな自然環境を次世代へと継承します	森林や海岸などの自然の保全	保安林の管理	○		
			海岸保全対策の促進	○		
			里浜づくり事業の促進	○		
			海岸保全区域老朽化対策	H28 完了		
			夏井ヶ浜海岸崩落防止工事	H28 完了		
		動植物の生息・生育環境の保全	動植物の分布状況調査	○		
			希少な動植物の生息・生育環境の保全	○		
			はまゆう自生地保護整備	○		
		外来種対策	○			
生活環境	安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます	大気質の保全	大気質に関する情報共有と情報提供	対象事業なし		
			エコドライブ運動の推進	○		
		水質の保全	水質に関する情報提供	○		
			遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会	○		
			公共下水道施設の維持管理・補修	○		
			浄化センターおよびポンプ場長寿命化改築更新	○		
		騒音・振動対策	航空機騒音など対策	○		
			騒音規制法および振動規制法に基づく指導	○		
		循環型社会の形成	ごみの分別化・減量化対策の推進	○		
			資源ごみ対策の推進	○		
			拠点回収の推進	○		
			ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理	○		
快適環境	快適な地域環境を創出します	緑とのふれあいの確保	城山公園整備	○		
			魚見公園と周辺整備	○		
			夏井ヶ浜周辺整備	○		
			中央公園の整備	H28 完了		
			緑化の推進	○		
			街路樹の維持管理	○		
		良好な水辺空間の創出	親水空間の整備	対象事業なし		
			海浜公園整備	○		
			遠賀川流出ごみ対策の促進	○		
		良好な都市景観の形成	不法係留船対策の促進	○		
			花ボランティアの推進	○		
			環境保全型農業の推進	○		
		歴史的資源の保全・活用	土地や建物の適切な管理	○		
			屋外広告物の規制	○		
			町内所在文化財の保護	○		
		地球環境	地球温暖化の緩和に地域から貢献します	省エネルギーの推進	文化財の情報発信	○
					鑄物師独立支援事業	○
					再生可能エネルギーの活用推進	○
公共施設への再生可能エネルギー導入促進	○					
浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用	○					
太陽光発電システム設置補助	○					
環境教育・意識	環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます			環境教育・環境学習の推進	芦屋町環境保全実行計画の推進	○
		省エネルギーに関する情報提供	○			
		道路街灯・防犯街灯のLED化	○			
		地域公共交通活性化事業	○			
		環境保全活動の推進	環境教育・学習	○		
			ペットボトルキャップリサイクル事業	○		
	芦屋町出前講座	要請なし				
	環境マナーの向上	○				
	住民・事業者の環境保全活動の支援	○				
	ラブアース・クリーンアップの実施	○				
		町内一斉清掃の実施	○			

次に、第1次計画に示す数値目標の令和3年度時点の達成状況をみると、『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標は2項目すべて達成、『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標は5項目中1項目が達成、『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標は2項目すべて達成、『地球温暖化の緩和に地域から貢献していく』ための数値目標は4項目中2項目が達成、『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標は4項目中2項目が達成となっています。

#### ◆『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
松苗の植樹本数【累計】	平成24年度	171本	26,800本 (令和5年度)	平成24～ 令和3年度累計	30,344本	113%	○
海岸護岸など整備数【累計】	平成24年度	0箇所	2箇所 (平成29年度)	平成24～ 令和3年度累計	2箇所	100%	○

#### ◆『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
河川・海域における水質環境基準の達成率	平成23年度	100%	100% (令和5年度)	令和3年度	100%	100%	○
下水道不良管渠修繕率(幹線)	平成24年度	33%	100% (平成30年度)	令和3年度	80%	80%	×
住民一人1日当たりのごみ排出量	平成24年度	780g	655g (令和5年度)	令和3年度	772g	6.4%	×
ごみの再生利用率	平成24年度	22%	25% (令和5年度)	平成30年度	24.9%	99.6%	×
生ごみ処理容器等購入補助数	平成24年度	142件	250件 (令和5年度)	令和3年度	80件	32.0%	×

#### ◆『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
既存公園の改修整備の数【累計】	平成24年度	0箇所	5箇所 (令和5年度)	平成24～ 令和3年度累計	9箇所	180%	○
養成した鋳物師の数【累計】	平成24年度	0人	2人 (令和3年度)	平成24～ 令和3年度累計	2人	100%	○

#### ◆『地球温暖化の緩和に地域から貢献していく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
町全体の二酸化炭素総排出量	平成2年度	70,397 t-CO <sub>2</sub>	17%削減 (令和2年度)	平成26年度	74,284 t-CO <sub>2</sub>	5.5%増	×
公共施設から発生する二酸化炭素総排出量	平成26年度	3,962 t-CO <sub>2</sub>	7.5%削減 (令和2年度)	令和3年度	2,194 t-CO <sub>2</sub>	44.7%減	○
公共施設の再生可能エネルギー設備導入件数	平成24年度	0件	3件 (令和5年度)	令和3年度	3件	100%	○
芦屋タウンバスの利用者数	平成24年度	95,740 人	95,000人 (令和5年度)	令和3年度	76,115 人	80.1%	×

## ◆『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標の達成状況

指標名	基準値		目標値 (目標年度)	現状値		進捗率	達成状況
	年度	値		年度	値		
環境に関する出前講座実施数	平成24年度	1回	4回 (令和5年度)	令和3年度	0回	0%	×
リサイクル事業に伴うペットボトルキャップの収集量	平成24年度	0kg	610kg (令和5年度)	令和3年度	614kg	100.7%	○
清掃ボランティア団体数	平成24年度	11団体	30団体 (令和5年度)	令和3年度	40団体	133.3%	○
ラブアース・クリーンアップ、町内一斉清掃参加者数	平成24年度	4,007人	2,750人 (令和5年度)	令和3年度	—	—	—

## (2) 身近な環境に対する住民の評価

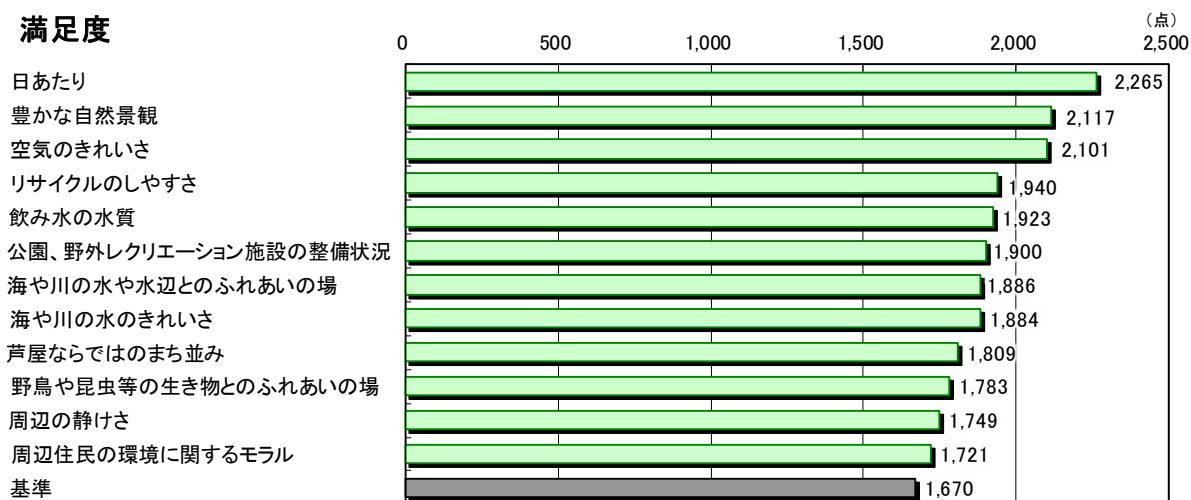
令和5年度に実施した住民アンケート調査における身近な環境の重要度と満足度についての結果を点数化し、それぞれについて絶対評価と相対評価を行いました。

### 絶対評価

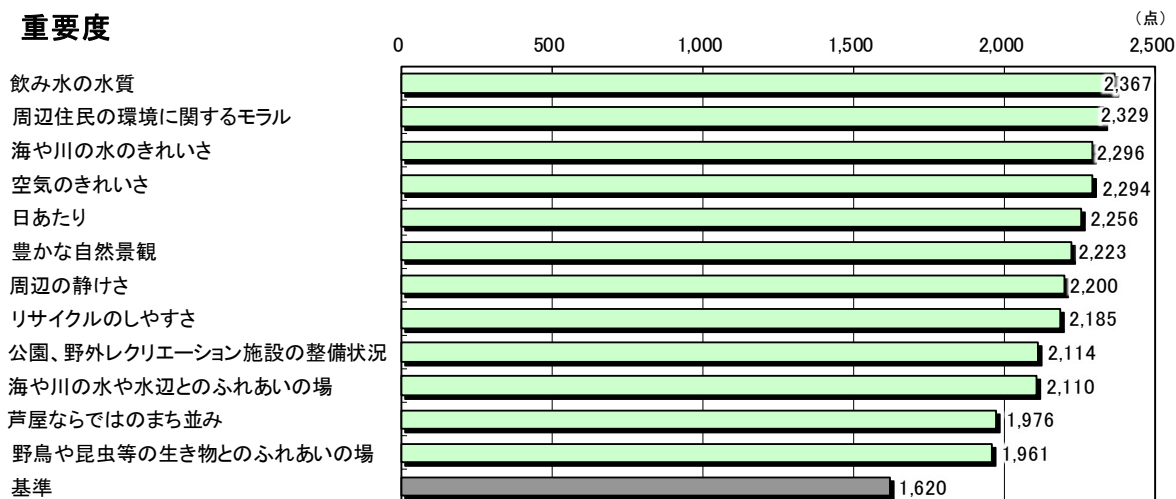
満足度と重要度について、4段階のアンケートの回答区分に応じた評価点数を算出しました。また、回答の割合が4段階の中間だった場合を「基準」として評価点数を算出しました。

満足度は全ての項目において基準よりも点数が高く、住民は身近な環境に満足感を抱いていることが分かりました。また、重要度も全ての項目において基準よりも点数が高く、身近な環境を重要視している住民が多いことが分かりました。

#### 満足度



#### 重要度



#### 評価点数の算出方法

4段階の評価にそれぞれの点数を与え、評価点数（満足度、または重要度）を算出する。

$$\text{評価点} = \frac{\left( \begin{array}{l} \text{「かなり満足（重要）」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ + \\ \text{「やや満足（重要）」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ + \\ \text{「やや不満（あまり重要ではない）」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ + \\ \text{「かなり不満（重要ではない）」の回答者数} \times 1 \text{点} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{「かなり満足（重要）」} \\ \text{「やや満足（重要）」} \\ \text{「やや不満（あまり重要ではない）」} \\ \text{「かなり不満（重要ではない）」} \\ \text{の回答者数} \end{array} \right)}$$

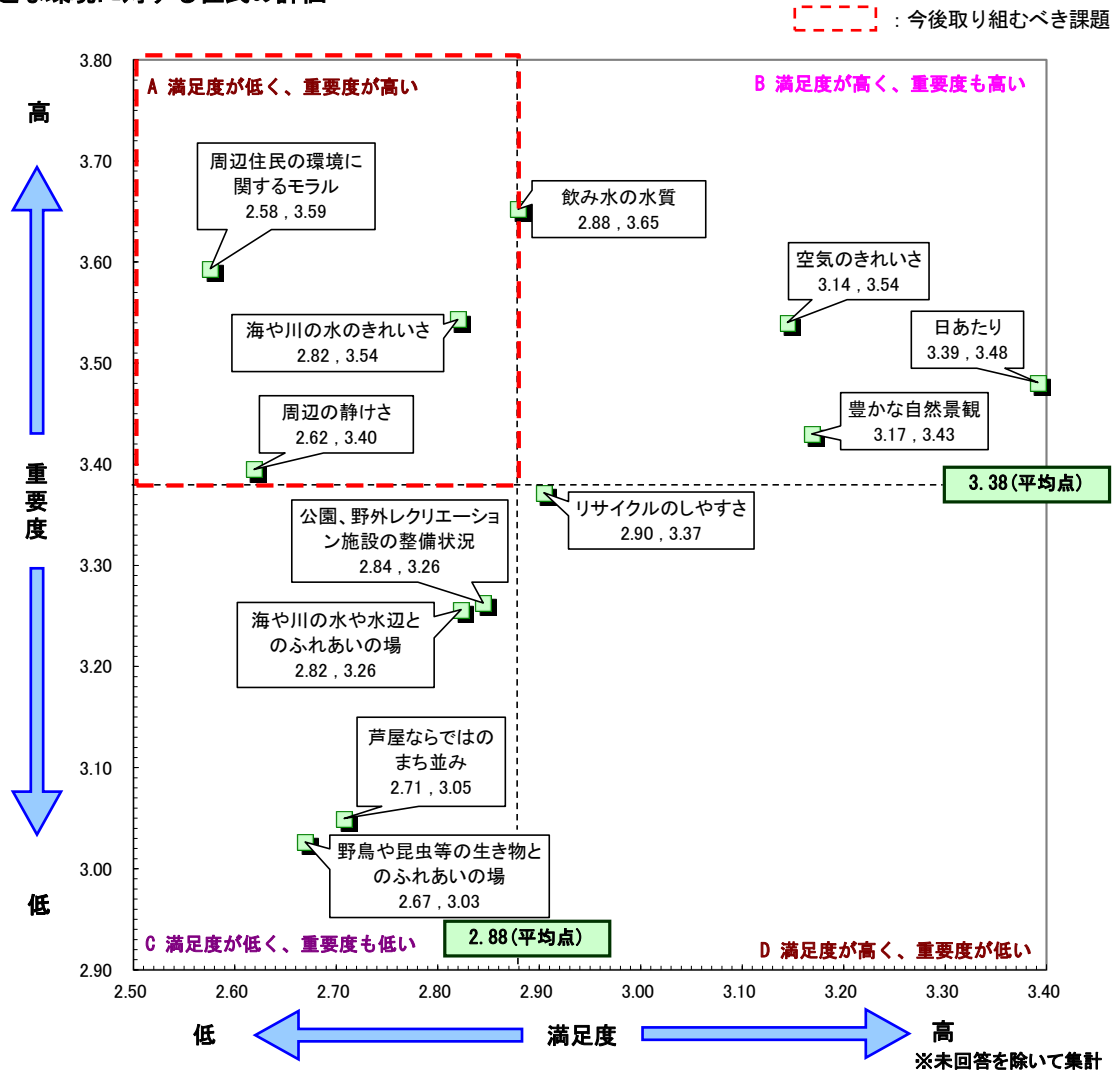
この算出方法により、評価点数（満足度、または重要度）は1点から4点の間に分布し、4点に近くなるほど評価は高くなり、逆に1点に近くなるほど評価が低くなる。

相対評価

満足度、重要度ともに高いものは「空気のきれいさ」、「日あたり」、「豊かな自然景観」となっています。

満足度が低く、重要度が高いものは「飲み水の水質」、「周辺住民の環境に関するモラル」、「海や川の水のきれいさ」、「周辺の静けさ」で、今後取り組みを強化すべき課題といえます。

◆身近な環境に対する住民の評価



※項目名の後の数値は満足度、重要度の順に点数を示している。

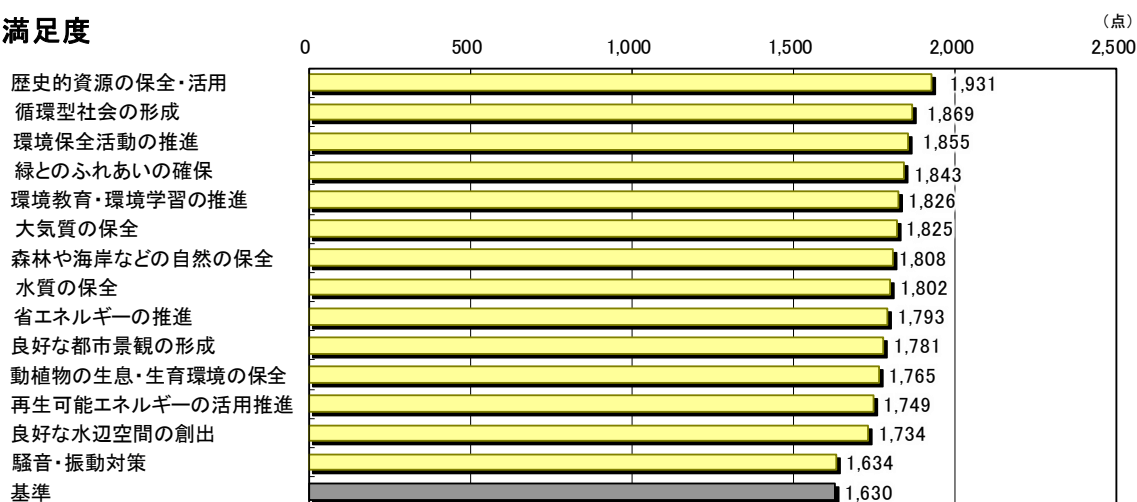
### (3) 環境関連施策に対する住民の評価

令和5年度に実施した住民アンケート調査における環境関連施策の重要度と満足度についての結果を点数化し、それぞれについて絶対評価と相対評価を行いました（算定方法は、身近な環境に対する住民の評価と同じ）。

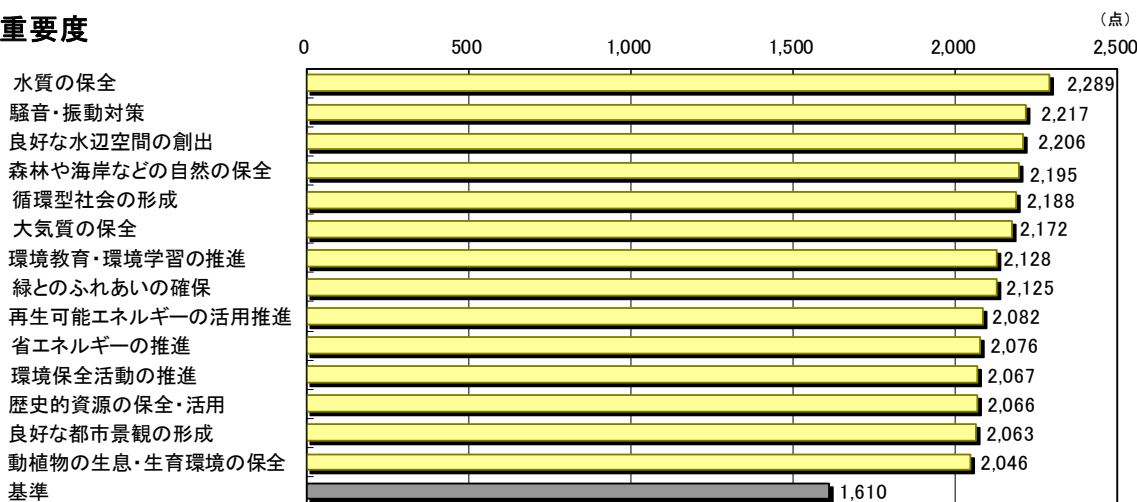
#### 絶対評価

満足度は全ての項目において基準よりも評価点が高く、住民は環境施策に満足感を抱いていることが分かりました。また、重要度も全ての項目において基準よりも評価点が高く、環境施策を重要視している住民が多いことが分かりました。

#### 満足度



#### 重要度

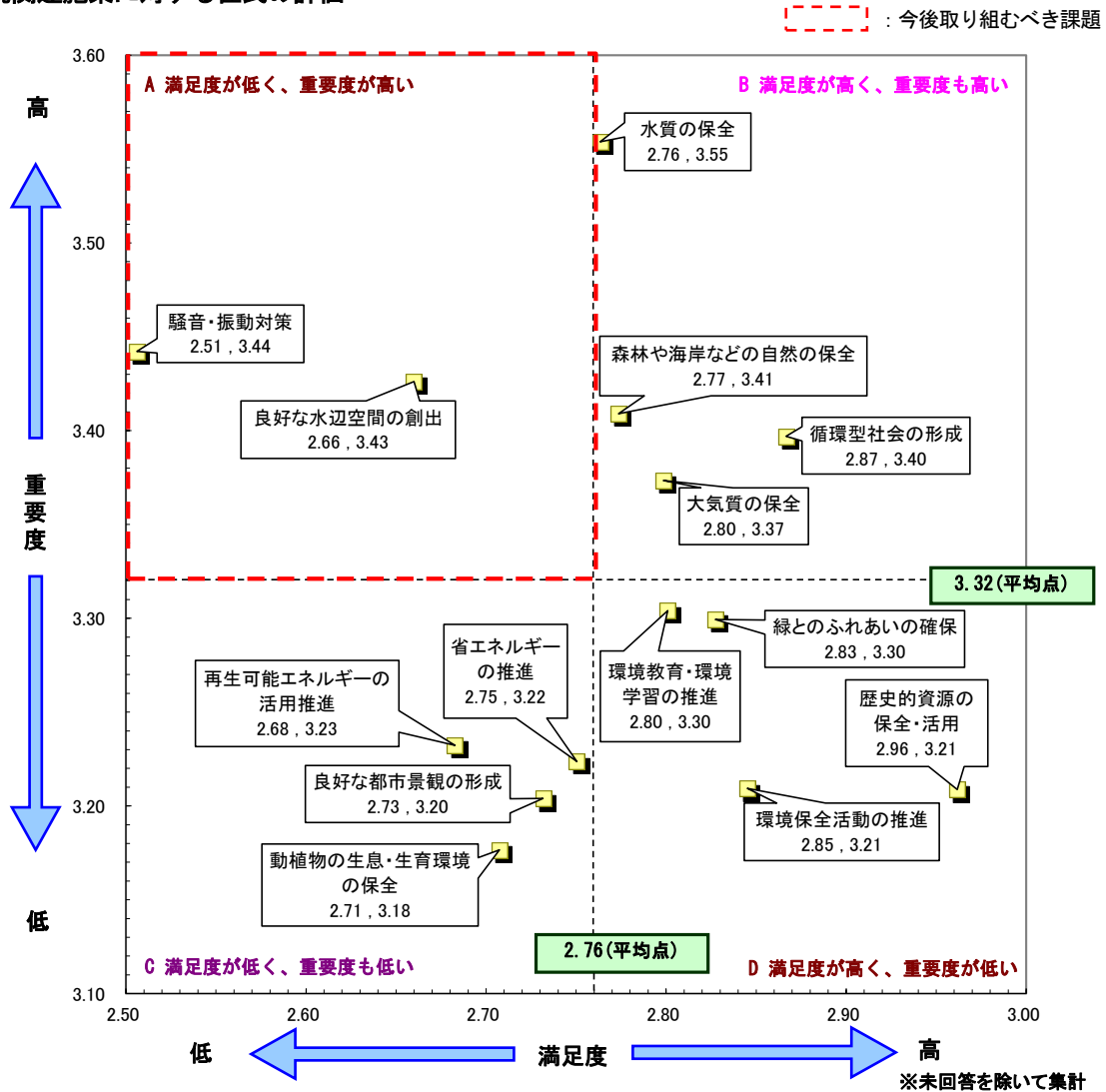


相対評価

満足度、重要度ともに高いものは「水質の保全」、「森林や海岸などの自然の保全」、「大気質の保全」、「循環型社会の形成」となっています。

満足度が低く、重要度が高いものは「騒音・振動対策」、「良好な水辺空間の創出」で、今後取り組みを強化すべき課題といえます。

◆環境関連施策に対する住民の評価



※項目名の後の数値は満足度、重要度の順に点数を示している。



# 第4章

## 環境づくりの基本方針

1. 良好な環境の保全に向けて.....	38
2. 目指す環境像 .....	39
3. 環境目標 .....	40
4. 各主体の行動指針 .....	41

## 1. 良好な環境の保全に向けて

芦屋町には森林、川、海などの美しく豊かな自然があり、その恵みを受けて住民生活や事業活動が営まれ、歴史・文化が継承されています。「豊かな自然景観」や「空気のきれいさ」に対する住民の満足度は高く、将来を担う世代のために本町の環境を良好な状態で引き継いでいかなければなりません。

また、芦屋町では下水道整備や廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んできたことにより、高い下水道整備率やごみ排出量の減少などの成果につながっていることから、今後も住民、事業者、町が連携して生活環境の向上に努めていく必要があります。

一方、地球温暖化、生物多様性の損失、廃棄物などによる環境汚染といった地球規模の環境問題は、元を正せば住民生活や事業活動に起因しています。しかし、住民アンケートでは「周辺住民の環境に関するモラル」の重要度が高いにもかかわらず、満足度は低くなっています。

一人ひとりが環境への意識を高めることにより、環境問題を「自分のこと」として捉え、住民、事業者、町のそれぞれが、協力して芦屋町の環境や地球環境の向上に貢献していく必要があります。



## 2. 目指す環境像

第6次芦屋町総合振興計画では、芦屋釜をはじめとした歴史・文化や、響灘に面した美しい海岸線といった豊かな自然などの地域資源を町の宝としてこれからも守り育て、未来につなげていくことが重要であること、また、社会状況の変化や住民ニーズの多様化を踏まえてこれからの芦屋町をつくっていくためには、まちづくりの礎である「人」の育成・発掘に取り組み、「人づくり」を進めていくことが重要であることから、将来像を「人を育み 未来につなぐ あしやまち」と定めています。

本計画においてもこの将来像を踏まえて、豊かな自然や歴史・文化など芦屋町の魅力を高めながら住民、事業者、町が連携・協力して環境づくりを進め、良好な環境を次世代へと継承していかなければなりません。そこで、本計画の目指す環境像を以下のように設定します。

# 未来へと みんなでももり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里<sup>まち</sup>

### <環境像に込める想い>

#### 未来へと…

将来を担う、子どもや孫たちを想い、

#### みんなでももり、みんなでつなぐ…

住民・事業者・町が、一つになり、途切れることなく、町の環境を守り育て続け、

#### 美しい芦屋の郷里…

芦屋町が、美しく誇れる町、住みたくなる町、そして、帰りたくなる郷里となるように想いを込めました。

### 3. 環境目標

目指す環境像である『未来へと みんなでまもり みんなでつなぐ 美しい芦屋の郷里<sup>まち</sup>』を実現するために、分野毎に次の5つの目標を掲げます。

#### 自然環境

#### 豊かな自然環境を次世代へと継承します

森林や川、海などの身近な自然環境の保全を図りながら、人と自然が共生できるまちづくりを進めることにより、本町の豊かな自然環境を次世代へと継承します。

#### 生活環境

#### 安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます

人の健康や生活環境への被害を及ぼすおそれのある公害の未然防止に努め、大気、水、土壌などを良好な状態に保つことにより、本町に住む人々の健康の保護と生活環境の保全を図り、安全・安心な生活環境の確保を図ります。

また、資源の有効利用ならびに廃棄物の排出抑制と適正処理により、循環型の社会づくりを進めます。

#### 快適環境

#### 快適な地域環境を創出します

これまでに培ってきた地域の歴史・文化を大切にするとともに、まちなかの緑や水辺、都市景観など、住民の生活に潤いとやすらぎを与える快適な地域環境を創出します。

#### 地球環境

#### 気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます

省エネルギーや再生可能エネルギーの積極的な導入により、エネルギーの効率的な利用を進め、脱炭素社会づくりを進めます。また、気候変動に適応した社会づくりを進めます。

#### 環境教育・意識

#### 環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます

環境学習や環境教育を推進し、日常生活や事業活動、地域活動などのあらゆる場面において環境に配慮した行動を自発的に行える人の育成に努めます。

また、住民、事業者、町が協働して地域の環境保全活動に取り組むことのできる人づくりやしくみづくりを推進し、本町のよりよい環境づくりを進めます。

## 4. 各主体の行動指針

本計画は、住民、事業者、町のそれぞれが、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら、よりよい環境づくりに取り組むことを基本とします。

### 住民の行動指針

住民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めます。また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### 事業者の行動指針

事業者は、事業活動における公害の防止など環境負荷の低減に努めます。また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

### 町の行動指針

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事務事業の実施に努めます。

また、環境に関する情報の調査・収集・提供や住民の環境保全意識の啓発を行うとともに、住民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

なお、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県および他の地方公共団体と協力します。

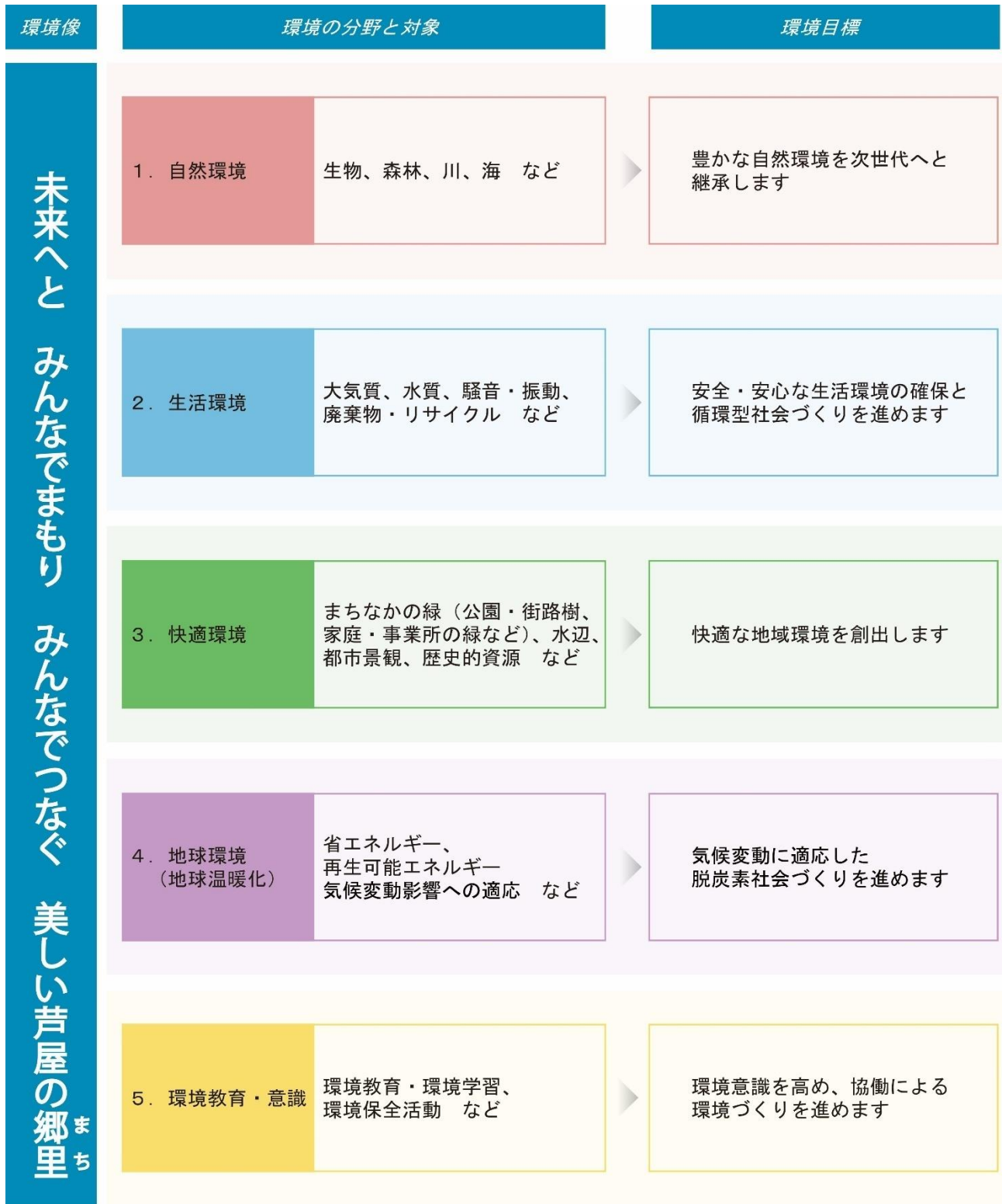


# 第5章

## 施策の展開

施策体系図 .....	44
1. 自然環境 .....	46
2. 生活環境 .....	50
3. 快適環境 .....	58
4. 地球環境 .....	66
5. 環境教育・意識 .....	69

施策体系図





取り組みの方向性

- ▶ (1) 森林や海岸などの自然の保全
- (2) 動植物の生息・生育環境の保全

- ▶ (1) 大気質の保全
- (2) 水質の保全
- (3) 騒音・振動対策
- (4) 循環型社会の形成

- ▶ (1) 緑とのふれあいの確保
- (2) 良好な水辺空間の創出
- (3) 良好な都市景観の形成
- (4) 歴史的資源の保全・活用

- ▶ (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギーの活用推進
- (3) 気候変動適応策の推進

- ▶ (1) 環境教育・環境学習の推進
- (2) 環境保全活動の推進

各主体の行動指針

住民

住民は、日常生活において、良好な水質の保全、ごみの減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めます。

また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

事業者

事業者は、事業活動における公害の防止など環境負荷の低減に努めます。

また、町が実施する環境関連施策へ協力するとともに、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

町

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事務事業の実施に努めます。

また、環境に関する情報の調査・収集・提供や住民の環境保全意識の啓発を行うとともに、住民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

なお、広域的、地球的規模での取り組みを必要とするものについては、国、県および他の地方公共団体と協力します。

## 1. 自然環境

## 豊かな自然環境を次世代へと継承します

森林や海岸などの適切な維持管理を行い、自然を保全します。また、町内の現状を把握し、希少な動植物の生息・生育環境を保全するとともに、在来種の生息・生育を阻害する外来種への対策を進めます。

## (1) 森林や海岸などの自然の保全

## 現状と課題

芦屋町は北東部から北西部にかけて響灘に面しており、町の中央を流れる遠賀川をはさんだ東側には洞山に代表される海食台や断層などの特徴的な海岸、西側には白い砂浜が広がる海岸と美しく豊かな自然に恵まれ、水平線に沈む美しい夕日を楽しむことができます。

住民アンケート調査においても、「豊かな自然景観」に対する満足度が他の項目に比べて高くなっています。

近年松くい虫による保安林の被害は減少傾向にありますが、依然として松枯れが発生しているため、関係機関と連携して保安林の機能維持を図ることが必要です。

芦屋港建設以降、芦屋海水浴場一帯に年々砂が堆積し、堆積した砂が風により近隣の住宅地へ飛散し、住民生活に深刻な被害をもたらしています。

また、岡垣町との境界付近の沿岸は潮の流れが非常に速いため、年々砂が流出し、砂浜が侵食されています。遠賀川河口の右岸に位置する柏原西方海岸は、砂浜の侵食と荒波により護岸の損傷を受けていましたが、平成28年の改修工事により復旧しました。しかし、その後も砂浜の侵食や荒波による護岸越波、護岸背後地への塩害被害が続いています。

## 基本的な取り組み

- ①関係機関と連携して松くい虫防除事業や松の植栽など、森林の適切な維持管理を進めます。
- ②美しい海岸を維持するため、適切な保全対策を進めます。

## ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	保安林の管理	保安林および地区保全林などの保全のため、松くい虫防除事業および松の植栽事業を実施します。
2	海岸保全対策の促進	海岸の侵食・堆積を抑制するため、効果的な対策工事（調査）の実施を県に要望します。

## (2) 動植物の生息・生育環境の保全

### 現状と課題

芦屋町には、森林、川、海などの美しく豊かな自然があり、この自然の恵みを受け、ハヤブサ、ニホンイトヨ（降海型）、クロマツ群落などの希少野生生物が生息・生育していることが確認されています。夏井ヶ浜のはまゆう自生地は、九州における自生の北限として福岡県の天然記念物に指定されており、毎年みごとな花を咲かせています。

今後、刻々と変化する自然環境の現状を把握するため、動植物の分布状況調査などを行い、生態系の保全に努めていくことが必要です。また、近年、外来種<sup>21</sup>が在来種の生育・生息を脅かしている状況が全国的な問題となっており、外来種への対策も必要です。

#### ◆これまでに町内で生育・生息が確認された希少生物

分類	希少生物
植物	コギシギシ、ツツイトモ
植物群落	クロマツ群落、ケカモノハシ群落、コウボウシバ群落、コウボウムギ群落、ツルナ群落、ハマオモト群落、ハマゴウ群落
鳥類	コアジサシ、ハヤブサ
淡水魚類	ニホンイトヨ（降海型）、サケ、アユ、カワアナゴ、ニホンウナギ、トモハゼ、メダカ（ミナミメダカ）、シロウオ、チクゼンハゼ、チワラスボ
昆虫類	キイトトンボ、スナムグリヒョウタンゾウムシ、ニセセマルケシマグソコガネ
甲殻類その他	ベンケイガニ
陸・淡水産貝類	オオクリイロカワザンショウ、オチバガイ、ハザクラ、マゴコロガイ、シマヘナタリ

#### ◆キイトトンボ



写真：一般財団法人九州環境管理協会

#### ◆ハヤブサ



写真：一般財団法人九州環境管理協会

#### ◆はまゆう自生地



#### ◆クロマツ群落



<sup>21</sup>【外来種】本来日本の生態系には生息しないのに、食用やペットなどの目的で人為的に外国から持ち込まれた動植物のことです。明治時代以降、日本に入って定着した外来種は、シロツメクサ、アメリカザリガニ、ブラックバス、アライグマなど約2,000に上ります。在来種を駆逐したり、在来種と交雑したりするなどして生態系を激変させる侵略的な外来種も少なくありません。2005（平成17）年6月に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」には、侵略的な外来種や、人の生命や農林水産業に被害をおよぼす外来種を「特定外来生物」として指定し、輸入や飼育、販売、遺棄を規制し、防除することを定めています。

## 基本的な取り組み

- ①生物多様性保全の意識を啓発します。
- ②在来種の生息・生育環境を脅かす外来種への対策を進めます。

## ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	生物多様性保全の意識啓発	広報や町ホームページなどで、生物多様性について情報発信を行うことで、住民の意識啓発を図ります。
2	希少な動植物の生息・生育環境の保全	希少な動植物の生息・生育環境の保全に努めます。
3	はまゆう自生地保護整備	はまゆう自生地の保護や利用者の安全を確保するため観察路の拡幅や防護柵を整備し、適切な保全管理を行います。
4	外来種対策	外来種および被害状況の調査を行います。また、外来種の生物の放流や移植をしないよう住民などに啓発します。特定外来生物については、必要に応じて県等と連携・協力による防除を行います。

## ★『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
松苗の植樹本数	150本 (令和4年度)	1,000本 (令和15年度) (令和6～令和15 年度累計)

## ★『豊かな自然環境を次世代へと継承していく』ための住民・事業者の取り組み

- 豊かな自然を守る意識を持ち、森林、川、海などの保全・再生のための活動に積極的に参加します。

◆花火大会



## 2. 生活環境

### 安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めます

近隣市町との連携による現状把握や注意情報の提供、エコドライブ<sup>22</sup>運動などにより、大気質を保全します。

また、町内からの河川や海域への環境負荷の低減に努めるとともに、流域市町村と連携した取り組みにより、遠賀川水系の水質を保全します。

さらに、航空機騒音低減のための実態把握や関係機関への要請、騒音規制法や振動規制法の遵守により、静けさの確保を図ります。

循環型社会の形成に向けて、3R（発生抑制、再使用、再生利用）を進めるとともに、発生した廃棄物は適正に処理します。

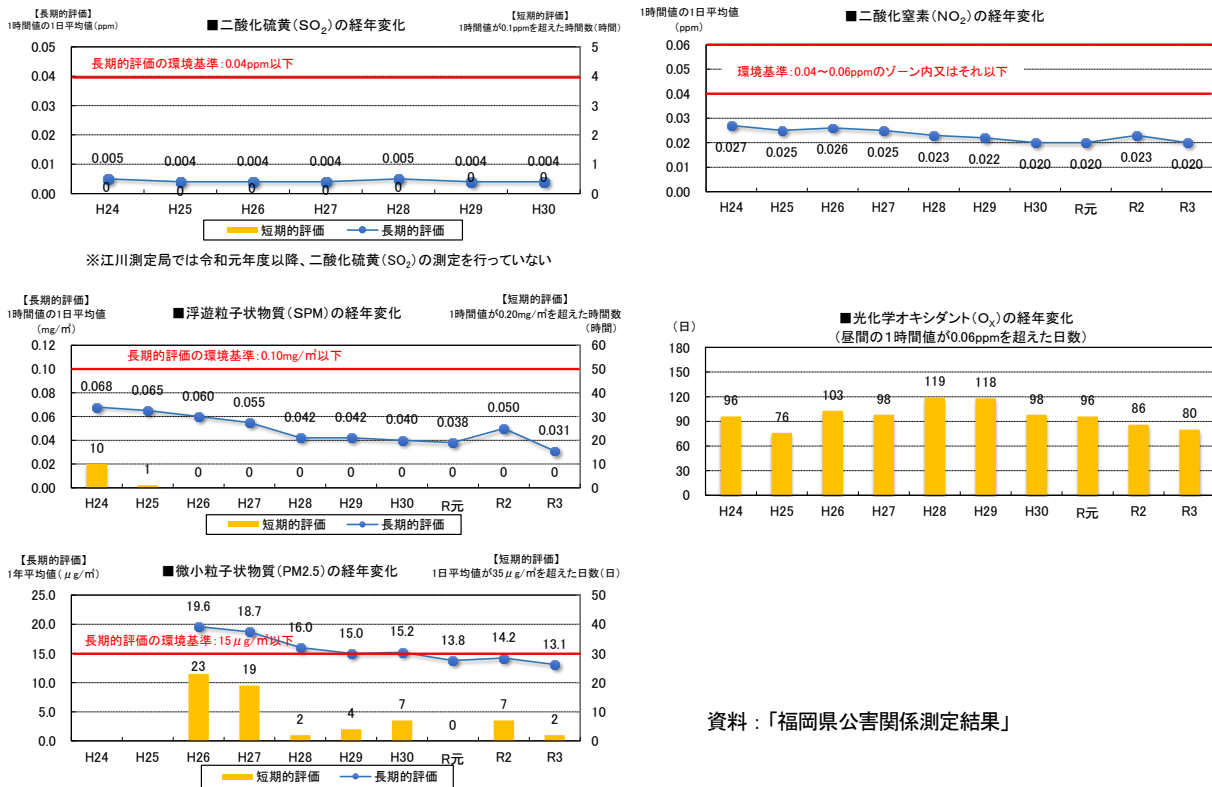
### (1) 大気質の保全

#### 現状と課題

近隣の一般環境大気測定局（北九州市若松区江川）における測定結果をみると、二酸化硫黄<sup>23</sup>、二酸化窒素<sup>24</sup>、浮遊粒子状物質<sup>25</sup>は経年的に環境基準を達成しています。光化学オキシダント<sup>26</sup>は平成30年度以降、環境基準値を超える日数が減少傾向にあります。微小粒子状物質（PM2.5）の年平均値も令和元年度以降環境基準を達成しています。

このようなことから、芦屋町の大気質は概ね良好であるといえます。住民アンケートでも空気のきれいさの満足度は高くなっています。

#### ◆一般環境大気測定局（北九州市若松区江川）における大気汚染物質測定結果



資料：「福岡県公害関係測定結果」

## 基本的な取り組み

- ① 県や近隣市町と連携して大気質の現状把握や注意情報の提供を行います。
- ② 自動車排ガスを抑制するためのエコドライブ運動を推進します。

## ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	大気質に関する情報共有と情報提供	大気測定結果や光化学オキシダント・微小粒子状物質（PM2.5）の注意情報などについて、県や近隣市町との情報共有および住民、事業者への情報提供を行います。
2	エコドライブ運動の推進	自動車排ガスを抑制するために、公用車運転時のエコドライブを進めるとともに、住民や事業者にエコドライブを啓発します。

## コラム

## 福岡県の大気汚染状況について

福岡県では県内の大気汚染の状況を把握するため、大気汚染常時監視測定局で、大気汚染物質を常時測定し、大気環境の状況を閲覧することができるホームページ「福岡県の大気環境状況」において公表しています。

2018年07月03日 光化学オキシダント(O<sub>x</sub>) 単位:ppm  
(環境基準:1時間値が0.09ppm以下)

市町村	測定局	18時	20時	22時	24時	02時	04時	06時	08時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	24時 日平均値	
北九州市	門司観測局	0.009	0.011	0.009	0.010	0.011	0.009	0.010	0.010	0.010	0.011	0.011	0.012	0.014					0.014
	小倉観測局	0.011	0.011	0.011	0.010	0.011	0.009	0.009	0.010	0.010	0.010	0.011	0.013	0.014					0.014
	城野観測局	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013	0.014	0.015				0.015
	宮坂観測局	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.012	0.013	0.015	0.016	0.017				0.017
	八幡観測局	0.007	0.011	0.011	0.011	0.012	0.011	0.011	0.012	0.012	0.012	0.013	0.014	0.015	0.016	0.016			0.016
	海軍観測局	0.008	0.007	0.008	0.011	0.012	0.012	0.012	0.013	0.014	0.014	0.015	0.016	0.016	0.016	0.016			0.016
	戸畑観測局	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
	北九州観測局	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.010	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
	菅原観測局	0.010	0.012	0.010	0.011	0.010	0.008	0.009	0.010	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011	0.011
	塔野観測局	0.012	0.013	0.012	0.009	0.007	0.007	0.008	0.009	0.009	0.009	0.012	0.015	0.016	0.017				0.017
松ヶ江観測局	0.011	0.015	0.014	0.014	0.013	0.011	0.013	0.013	0.014	0.015	0.014	0.016	0.016	0.016				0.016	
福岡市	法政五観測局	0.005	0.002	0.003	0.007	0.009	0.008	0.008	0.009	0.010	0.010	0.011	0.008	0.008					0.008
	江戸観測局	0.002	0.004	0.006	0.009	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.012	0.013	0.015	0.015					0.015
	門司港観測局	0.009	0.007	0.010	0.011	0.010	0.010	0.010	0.010	0.010	0.011	0.012	0.013	0.015					0.015
	市役所	0.010	0.009	0.008	0.006	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.009	0.012	0.017	0.019				0.019
	辻堂	0.009	0.009	0.008	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.009	0.015	0.017					0.017
	百歩	0.010	0.009	0.006	0.006	0.005	0.007	0.009	0.009	0.008	0.008	0.011	0.015	0.016					0.016
	南	0.009	0.008	0.007	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.007	0.007	0.012	0.016	0.019					0.019
	東	0.009	0.006	0.004	0.004	0.005	0.006	0.009	0.010	0.010	0.011	0.013	0.016	0.019					0.019
	長尾	0.009	0.008	0.007	0.006	0.005	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.007	0.011	0.017					0.017
	香椎	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.006	0.009	0.010	0.011	0.012	0.013	0.015	0.016					0.016
元箱	0.009	0.008	0.008	0.008	0.006	0.006	0.009	0.010	0.011	0.012	0.013	0.015	0.016					0.016	

- 22 【エコドライブ】環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用のことで、具体的には、①ふんわりアクセル「e スタート」（発進から5秒かけて時速20km程度にする）、②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転、③減速時は早めにアクセルを離す、④エアコンの適切な使用、⑤むだなアイドリングをしない、⑥渋滞を避け、余裕をもって出発する、⑦タイヤの空気圧等の点検・整備、⑧不要な荷物を積まない、⑨走行の妨げとなる駐車をしない、⑩燃費を把握する、などの方法があります。
- 23 【二氧化硫】硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)の1種で、1個の硫黄原子(S)と2個の酸素原子(O)が結合して生成される、空気より重い無色の気体です。酸性雨の原因物質でもあります。
- 24 【二氧化硫】窒素化合物(Nox)の1種で、1個の窒素原子(N)と2個の酸素原子(O)が結合して生成される、空気より重い赤褐色の気体です。光化学オキシダントの原因物質でもあります。
- 25 【浮遊粒子状物質】大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒径が10μm(0.01mm)以下のものをいいます。
- 26 【光化学オキシダント】オゾン(O<sub>3</sub>)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するもの)に限り、二氧化硫を除く)で、光化学スモッグの原因となる大気中の酸化性物質の総称です。

## (2) 水質の保全

### 現状と課題

芦屋町の下水道普及率は 99.9%となっています。このようなことから、住民アンケートでは海や川などの水質対策の満足度が高くなっています。

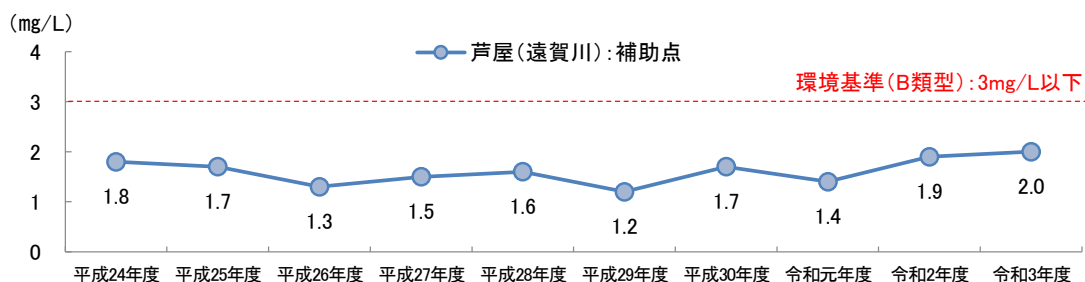
町内を流れる遠賀川は河川環境基準の B 類型に指定されており、町内の測定地点では経年的に水質調査が行われています。BOD<sup>27</sup>75%値<sup>28</sup>の測定結果をみると、全て環境基準を達成していますが、水質は九州の一級河川の中で毎年ワースト上位に位置しています。

このような現状を踏まえ、平成 24 年 1 月に遠賀川流域市町村と国・県により、遠賀川をより美しい川として次世代へ引き継ぐことを目的とした『遠賀川流域宣言』がなされました。令和 2 年 1 月には、遠賀川流域共通の今後の行動指針として『遠賀川流域宣言 in 宮若』がなされ、現在それぞれの市町村で水質改善に関する取り組みが進められています。

筑前海水域の遠賀川河口沖は海域環境基準の A 類型に指定されており、COD<sup>29</sup>75%値の測定結果をみると、全て環境基準を達成しています。

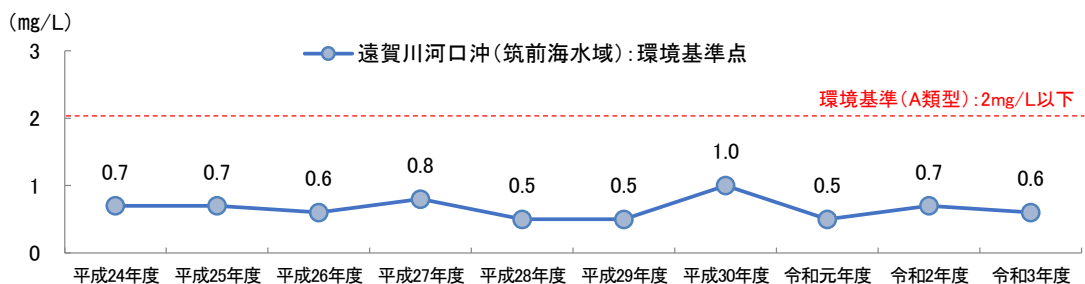
住民アンケートでは、海や川の水のきれいさの重要度が高いものの満足度は低く、遠賀川の水質改善が課題とされています。このため、他市町村も含めた流域全体で遠賀川の水質保全に取り組むことが必要です。

#### ◆遠賀川の水質の推移 (BOD75%値)



資料：福岡県ホームページ 公共用水域 水質測定結果、国土交通省ホームページ 水文水質データベース

#### ◆筑前海の水質の推移 (COD75%値)



資料：福岡県ホームページ 公共用水域 水質測定結果

<sup>27</sup> 【BOD】 BOD (Biochemical Oxygen Demand) は生物化学的酸素要求量の略称です。微生物が水中の有機物を分解 (水質浄化) するため必要とする酸素の量で示した指標で、河川の水質汚濁の指標に使われます。「水 1 l 当たりの酸素量 mg=mg/l」という単位で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることになります。

<sup>28</sup> 【75%値】 類型指定された水域における BOD および COD の環境基準の達成状況の年間評価については、その水域の環境基準点において、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ 0.75×n 番目 (n は日間平均値のデータ数) の値である「75%水質値」が当該水域があてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断します。

<sup>29</sup> 【COD】 COD (Chemical Oxygen Demand) は化学的酸素要求量の略称です。水中の有機物が化学的に酸化する過程で必要とされる酸素の量のこと、湖沼や海域の水質汚濁の指標に使われます。単位は、BOD と同様に「mg/l」で表し、数値が大きいほど汚濁が進んでいることになります。



## 基本的な取り組み

- ①水質に関する情報提供を行うとともに、流域市町村と連携して河川や海域の水質を保全します。
- ②公共下水道施設を適切に維持管理し、町内からの河川や海域への環境負荷の低減に努めます。

### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	水質に関する情報提供	町内の測定地点における水質調査結果の住民、事業者への情報提供を行います。
2	遠賀川水系水環境保全・再生推進協議会	協議会の活動を通じて、流域市町村とともに遠賀川の水質改善に取り組みます。
3	公共下水道管路施設長寿命化・改築更新	経年劣化した管渠はストックマネジメント計画に基づき、計画的に長寿命化・耐震化に向けた改築更新を行います。
4	浄化センターおよびポンプ場長寿命化改築更新	老朽化の進む浄化センターおよびポンプ場のストックマネジメント計画に基づき、長寿命化・耐震化に向けた改築更新を行います。

### コラム

#### 遠賀川流域宣言 in 宮若

令和 2 年 1 月 26 日に宮若市で開催された第 7 回遠賀川流域リーダーサミットでは、「環境」、「防災・減災」、「まちづくり」をテーマに、様々な取り組み等を振り返るとともに、流域の未来ビジョンについて議論され、遠賀川流域共通の今後の行動指針として、「遠賀川流域宣言 in 宮若」が行われました。

#### <取り組み>

1. 私たちは、水源の森林や多様な生物の生息・生育環境を守り育てる取組を引き続き推進します。  
平成 24 年の遠賀川流域宣言の内容を再確認し、遠賀川をより美しい川として次の世代に引き継ぐ取組を今後も引き続き推進していきます。
2. 私たちは、自助、共助、公助のバランスのとれた防災・減災社会の構築に向けた取組を推進します。  
遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会における取組を、行政機関のみならず住民団体など多様な主体と協働・推進し、地域防災力の向上を目指します。
3. 私たちは、遠賀川流域の魅力を再認識し、活力あるまちづくりの取組を推進します。  
遠賀川流域の豊かな自然環境や観光資源など地域の魅力を再認識し、発信するとともに、河川空間を活用したまちづくりなど多様な主体との協働による新たな取組 など多様な主体との協働による新たな取組を実施し、流域活性化へ向け一体となって推進していきます。



(国土交通省 遠賀川河川事務所ホームページより)

### (3) 騒音・振動対策

#### 現状と課題

航空自衛隊芦屋基地周辺の短期的な航空機騒音測定結果をみると、芦屋町内の全ての地点で環境基準を達成しているものの、隣接する遠賀町内の測定地点における長期的な航空機騒音測定結果では、経年的に環境基準を達成していないことから、航空機騒音被害の軽減が求められています。

また、騒音規制法および振動規制法では、特定工場や特定建設作業に対する規制や基準が定められており、これに該当する事業活動では、規制基準を遵守し静穏な環境を確保することが求められています。

住民アンケートでは、周辺の静けさに対する重要度が高いものの満足度は低いいため、静けさを確保するための取り組みを強化することが必要です。

#### ◆航空機騒音測定結果（短期測定：航空自衛隊芦屋基地）【測定機関：福岡県】 (単位：WECPNL)

測定地点	地域類型	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
町立芦屋小学校	I	63	51	49	49	50	49	48	46	47	51
町立芦屋東小学校	I	65	53	49	50	51	51	48	46	47	51
粟屋公民館	II	61	49	48	50	49	48	48	44	48	50

※環境基準値：地域類型 I は 70WECPNL 以下、II は 75WECPNL 以下

資料：公害関係測定結果

#### ◆T-4 中等練習機



#### ◆UH-60J 救難ヘリコプター



#### 基本的な取り組み

- ①関係機関への働きかけにより航空機騒音被害の軽減に努めるとともに、航空機騒音を測定し実態を把握します。
- ②事業者にて特定工場や特定建設作業における規制や基準の遵守を求めます。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	航空機騒音など対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○快適な住環境空間を確保するため、九州防衛局や航空自衛隊芦屋基地などの関係機関に対して働きかけを行います。</li> <li>○飛行訓練日などを広報、ホームページに掲載し、住民の理解および周知を図ります。</li> <li>○騒音による生活上の障害緩和のため芦屋町テレビ受信料補助金の交付や町単独で定期的に航空機騒音測定を実施するとともに、防衛省や県が実施する騒音測定結果について、把握します。</li> </ul>
2	騒音規制法および振動規制法に基づく指導	騒音規制法や振動規制法に基づく規制や基準を遵守するよう事業者へ指導します。

## (4) 循環型社会の形成

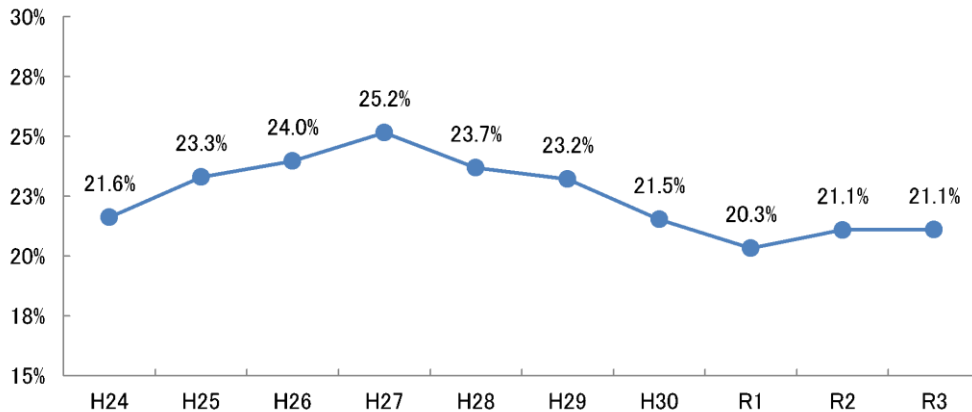
### 現状と課題

芦屋町のごみ排出量は減少傾向にあります。これは、ごみの分別・減量・再資源化の啓発、ならびに「芦屋町ごみ減量化計画」を策定し、地域と一体となって取り組みを進めたことによるものです。住民アンケートにおいてもごみ減量やリサイクルに関する取り組みの実行度は高くなっています。しかし、ごみの再生利用率<sup>30</sup>は減少傾向にあります。

このようなことから、今後も持続可能な循環型社会の形成に向けて、3R（発生抑制、再使用、再生利用）によるごみの減量化の推進が必要です。

一方、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する法律に基づいて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理が求められており、芦屋町では平成24年度から26年度にかけて、町内の町有公共施設（以下「公共施設」）におけるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理を進め、すべて処理が完了しています。

#### ◆ごみの再生利用率の推移



<sup>30</sup>【ごみの再生利用率】資源化量（処理段階における資源化を含む）が総排出量（可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の量に集団回収量を加えたもの）に占める割合です。なお、スーパーマーケットや家電量販店などで店頭回収している量は含みません。

◆ごみ減量化および再資源化のための助成制度

助成制度	概要	販売、助成、補助金額など
生ごみ処理容器等購入補助金	家庭から排出される生ごみの減量化および再資源化の促進を図るため、生ごみ処理容器などを購入する者に対し、補助金を交付。	○生ごみ処理容器は購入価格の2分の1に相当する額。町が販売する1基あたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。5ヶ年の会計年度につき1世帯あたり2基まで。 ○発酵促進剤は2分の1に相当する額(町が販売する1個あたりあたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。1ヶ年の会計年度につき1世帯あたり4個まで。 ○電動式生ごみ処理機は本体価格の2分の1に相当する額(20,000円を限度)。6ヶ年の会計年度につき1世帯あたり1台。 ○ダンボールコンポストは基材およびダンボールの購入価格の2分の1に相当する額(町が販売する1個あたりあたりの価格に2分の1を乗じて得た額を限度)。1ヶ年の会計年度につき1世帯あたり各4個まで。
資源物回収活動奨励金	ごみの減量、資源の有効利用および環境の美化向上を推進するため、資源物の集団回収を継続的に実施する自治会、子ども会および老人会など営利を目的にしない団体に対し(ただし団体届が必要)、奨励金を交付。	○紙類、布類、鉄類、空き缶は1キログラムあたり6円。 ○ビン類は1本あたり6円。 ○家庭用廃食用油は1リットルあたり6円。

資料：芦屋町例規集(令和5年10月1日現在)より

基本的な取り組み

- ①補助金や奨励金などにより、ごみの減量化・再資源化を促進するとともに、分別の徹底を図ります。
- ②食品ロスやプラスチックごみへの対策を進めます。
- ③有害なPCB廃棄物の適正処理を啓発します。

◆町の主な取り組み(事業)

No	名称	概要
1	ごみの分別化・減量化対策の推進	生ごみ処理容器等購入補助金などにより、ごみの減量化を促進します。また、広報や町ホームページでの情報発信や分別ガイドブックの作成などにより、ごみ分別の徹底を図ります。
2	資源ごみ対策の推進	資源物集団回収団体に対する奨励金の交付、分別の周知の徹底などにより、資源ごみのリサイクルを促進します。
3	拠点回収の推進	ペットボトル、ペットボトルキャップ、紙パック、食品トレイ、衣類、古紙、電池、蛍光灯、小型家電を対象に拠点回収を推進します。
4	食品ロス対策の推進	30・10運動やフードバンク活動の紹介などにより、食品ロス削減対策を促進します。
5	プラスチックごみ対策の推進	プラスチックごみ削減のために、容器包装プラスチックやプラスチック製品の分別回収の導入可能性を検討します。
6	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理	事業者に対してPCBを含む機器の適正処理を啓発します。

コラム

**資源ごみ対策およびごみの分別化・減量化の推進事業**

ごみは北九州市に委託料を支払って処理しています。従って、新聞紙など資源として再生利用できるものは資源化を進め、生ごみは重量が増えないよう水切りを徹底するなど地域との協働により、減量化を推進することが必要です。

★『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
河川・海域における水質環境基準の達成率	100% (令和4年度)	100% (令和15年度)
下水道不良管渠修繕率(幹線)	81% (令和4年度)	100% (令和15年度)
住民1人1日あたりのごみ排出量	780g (令和4年度)	697g (令和13年度)
ごみの再生利用率	21% (令和3年度)	35.1% (令和13年度)
生ごみ処理容器等購入補助数	61件 (令和4年度)	100件 (令和15年度)

★『安全・安心な生活環境の確保と循環型社会づくりを進めていく』ための住民・事業者の取り組み

- 自らの行動が環境の悪化につながらないように、適切な配慮を心がけます。
- ごみや資源の分別ルールを守り、家庭や事業所での3R運動に取り組みます。

## 3. 快適環境

## 快適な地域環境を創出します

安全かつ魅力ある公園整備や街路樹の維持管理を進めるとともに、公共空間や民有地の緑化を進め、緑とのふれあいを確保します。また、親水空間の整備により、良好な水辺環境を創出します。

景観阻害要因の除去などにより、良好な都市景観の形成を図ります。

文化財などの歴史的資源を保全・活用するとともに、伝統文化の継承に取り組みます。

## (1) 緑とのふれあいの確保

## 現状と課題

芦屋町内には、城山公園、魚見公園、夏井ヶ浜はまゆう公園など自然とふれあえる施設が点在しているため、これらを積極的に紹介し、住民が自然と親しむ機会を提供していくことが必要です。

遊具等の公園設備の点検・整備を定期的に行い、適切に管理することで、住民アンケートにおいても「公園、野外レクリエーション施設の整備状況」に対する満足度は向上しています。

引き続き、住民に身近な公園の整備とその適切な維持管理を進めることや住民・事業者の緑化意識を高めて緑豊かなまちづくりを進めていくことも必要です。

## ◆城山公園



## ◆魚見公園



## ◆夏井ヶ浜はまゆう公園



## ◆中央公園



## 基本的な取り組み

- ①利用者にとって安全で魅力ある公園となるように整備を進めます。
- ②街路樹を適切に維持管理するとともに、公共空間や民有地の緑化を進めます。

### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	城山公園整備	城山公園を整備し、適切な維持管理を行うことで、来園者の安全性を高めるとともに、公園の利用促進を図ります。
2	魚見公園と周辺整備	自然あふれる魚見公園散策道路や展望所の整備を行い、周辺既存施設（マリンテラスあしや・釜の里・歴史の里・サイクリング道路など）への回遊性を高めることで来園者の利用促進を図ります。
3	夏井ヶ浜周辺整備	はまゆう自生地周辺の夏井ヶ浜地区を景観地として一帯的な整備を行います。
4	緑化の推進	芦屋町緑化推進協議会を通じて、緑豊かな環境づくりを進めるために住民の緑化意識の高揚を図ります。
5	街路樹の維持管理	道路環境保全のため、年次計画を策定し維持管理を行います。

## コラム

### 中央公園の藤棚

中央公園は昭和44年に開設され、住民ワークショップに基づくリニューアル整備を経て、平成28年度に現在の姿となっています。

公園内にはリニューアル整備前より、二つの藤棚が設置されており、藤の花を楽しむだけでなく、休憩や憩いの場としても、親しまれてきました。中央公園のシンボルともいえるこの藤棚ですが、病気や破損などにより藤が弱ってしまっていたため、藤に樹勢を取り戻し、今後も長く親しんでいただけるよう、樹木医による診断結果に基づき、令和4年度に樹勢回復のための土壌改良などの対策を行いました。

#### ◆弱った藤棚



#### ◆土壌改良の様子



## (2) 良好な水辺空間の創出

### 現状と課題

芦屋町の中央を流れる遠賀川は、古来より交通の要衝として賑わい、現在も本町の景観を形作るうえで重要な要素となっています。また、本町には、芦屋海水浴場、海浜公園や遠賀川魚道公園などがあり、住民や観光客などが水辺に親しんでいます。

しかし、毎年、出水期の大雨時などには遠賀川上中流域からの大量のごみが河口堰に溜まり、危険水位に達すると河口堰ゲートを開放するため、海へと流れ出ています。これらの大量のごみは、遠賀川や海岸線の景観を阻害するだけでなく、悪臭などにより周辺環境を著しく悪化させています。

また、沈殿したごみによる漁場荒廃や浮遊流木による漁船の破損など漁業への被害も発生しています。このため、遠賀川から流れ出るごみ対策について、国や県に要望するとともに、遠賀川流域の市町村に対し働きかけ、流域全体の課題として、取り組みを進めていくことが重要です。

遠賀川水系の河川には不法に係留されているプレジャーボートが多数あり、災害時には係留船による二次災害の恐れがあるとともに、近年では沈船化するプレジャーボートもあり、河川環境を悪化させるなど多くの問題が発生しています。

このため、国と県の連名で不法係留船の「重点的撤去区域」が公示され、対策が実施されています。

#### ◆芦屋海水浴場



#### ◆海浜公園



#### ◆遠賀川からの漂着ごみ



#### ◆プレジャーボートの不法係留





## 基本的な取り組み

- ①水辺と親しむことができる親水空間の整備を進めます。
- ②河川・海岸の環境美化を図るためのごみ対策、不法係留船対策などの取り組みを進めます。

### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	海浜公園整備	芦屋海浜公園の魅力をさらに高めるため、芝生広場における遊具などの整備・拡充を行っています。
2	遠賀川流出ごみ対策の促進	国、県、遠賀川流域市町村でのごみ流出の発生源対策や協力体制の仕組みの構築を要望します。
3	不法係留船対策の促進	遠賀川および西川の重点的撤去区域内に不法係留している船の撤去を国・県に要請します。

## コラム

### 遠賀川魚道公園が2022年度土木学会デザイン賞を受賞

国土交通省遠賀川河川事務所、九州工業大学、芦屋町の三者協働で計画・設計を行い、平成25年6月に完成した「遠賀川魚道公園」が、2013年度のグッドデザイン賞に続き、2022年度の土木学会デザイン賞を受賞しました。

#### 土木学会講評

「官民学の共同で整備された遠賀川魚道公園は、完成後10年、周囲の自然環境と互いに補い合い、より豊かに培われていることが、集まる魚達、飛来する野鳥、訪れる人々からも感じられます。時間の蓄積による自然環境の向上、また豊かな公共性が長期間を経ても持続している点で高い評価を得ました。」

#### ◆魚道公園



#### ◆案内図と受賞盾



### (3) 良好な都市景観の形成

#### 現状と課題

芦屋町では、住民ボランティア（花ボランティア）による街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、魅力ある街路景観づくりを進めています。また、美しい田園景観を形成するために、レンゲ・菜の花の種子購入助成を行っています。

屋外広告物については、福岡県屋外広告物条例により、禁止地域、禁止物件、許可地域、広告物の規格が定められています。芦屋町においてもこの条例に基づいて、屋外広告物の許可、違反広告物の撤去指導などにより、良好な都市景観形成に努める必要があります。

#### ◆花ボランティアによる植栽



#### ◆田園（レンゲ）



#### 基本的な取り組み

- ①花ボランティアによる花の植栽などにより、美しいまちなか景観の形成に努めます。
- ②景観を阻害する屋外広告物、空き家・空き地対策などに取り組みます。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	花ボランティアの推進	住民のボランティアを募り、街路花壇への植栽や草取りを行うことにより、街路景観づくりを進めます。
2	環境保全型農業の推進	景観形成のためのレンゲ・菜の花の種子購入助成や減農薬・減化学肥料などの環境保全型農業を推進します。
3	土地や建物の適切な管理	維持管理が適切に行われていない土地や建物の所有者に対し、適切な管理を要請していきます。
4	屋外広告物の規制	屋外広告物を適正に管理することにより、美観風致の維持を図ります。

## (4) 歴史的資源の保全・活用

### 現状と課題

快適な地域環境を保ち、よりよい環境を創出するうえで、地域への愛着はかかせません。地域の歴史を知ることは、その地域や郷土への愛着を育むうえで大切な要素です。

芦屋町の各所には地域の歴史を標す石碑などが点在しており、往時の歴史を知ることができます。町内には国や県が指定する有形・無形の文化財が多くあることから、その歴史の深さや重要性をうかがうことができます。中でも、盆踊りの「はねそ」や八朔行事は、古くから伝わる芦屋独特の民俗行事として今も受け継がれています。

また、町の歴史的遺産を集積する芦屋歴史の里、全国的にも著名な芦屋釜の復興を図る芦屋釜の里など、郷土の誇る文化財や歴史を保存・公開する施設も充実しています。

しかし、住民アンケートでは、「芦屋ならではのまち並み(古い建築物や昔の名残を感じるまち並み)」の重要度は低く、地域の歴史に対する住民の関心が薄らいでいます。このため、文化財の保存・継承の取り組みや歴史的資源を積極的に紹介していくことが必要です。

### 基本的な取り組み

- ①文化財の保護を進めるとともに、積極的に周知し文化財保護意識の高揚を図ります。
- ②オンリーワンの地域資源である芦屋釜について、文化振興や教育などへの活用を図ります。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	町内所在文化財の保護	町内所在文化財の適切な保護を図ります。
2	文化財の情報発信	町内の豊富な文化財の情報発信を積極的に行います。
3	芦屋釜の活用	芦屋町が所蔵する重要文化財の芦屋釜を中心に、文化振興や教育への活用を図ります。

#### コラム

##### 芦屋釜とは

芦屋釜は、南北朝時代頃から筑前国芦屋津金屋（現在の芦屋町中ノ浜周辺）で造られた鑄鉄製の茶の湯釜です。その特徴は端正な形と胴部に表される優美な文様にあります。室町時代には京の貴人達に「釜は芦屋」と称され、大変珍重されました。芦屋釜の製作は江戸時代初期頃に途絶えますが、その評価は現代も高く、国指定重要文化財の茶の湯釜9点のうち、8点を芦屋釜が占めています。

##### ◆重要文化財 芦屋霰地真形釜 芦屋町蔵



コラム

「八朔(はっさく)の節句」とは

初めて八朔(旧暦の8月1日。現在の9月1日)を迎える男の子の家では、わらで多くのわら馬を作り、それぞれの背に武者人形と武将の名前を書いた背旗を乗せ、座敷や床の間に飾って、その成長を祝福します。同様に、女の子の家では、米の粉を蒸して作っただごびいなという雛人形を飾ります。9月2日の早朝には、地域の子も達がわら馬やだごびいなを分けてもらいに走ります。

平成19年、芦屋の八朔行事は文化庁より「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されました。

◆わら馬



◆だごびいな



◆町内の国・県・町指定文化財一覧

指定	区分	名称
国指定	重要文化財	芦屋霰地真形釜
国選択	「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」	芦屋の八朔行事
県指定	有形民俗文化財	海雲寺の宝篋印塔、芦屋の空也上人像附関係資料、ひらた船、輪蔵附経蔵、千光院・寺中町関係資料、芦屋役者関係資料、筑前芦屋の漁労用具
	無形民俗文化財	はねそ
	有形文化財考古資料	銅製経筒、石造宝塔
	有形文化財古文書	金台寺時衆過去帳附金台寺近世文書
	史跡	山鹿貝塚
	天然記念物	千光院大ソテツ、夏井ヶ浜のハマユウ自生地
町指定	無形民俗文化財	岡湊神社の祇園太鼓
	有形民俗文化財	堂山の石塔群
	有形民俗文化財	金台寺の子安地藏
	考古	大塚古墳石室

★『快適な地域環境を創出していく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
既存公園の改修整備の数【累計】	3箇所 (令和4年度)	5箇所 (令和15年度)

★『快適な地域環境を創出していく』ための住民・事業者の取り組み

- 公園の維持管理や緑化、良好な都市景観の形成に積極的に協力します。
- 歴史的資源や伝統文化に興味を持ち、その保存・継承に協力します。

◆釜の鑄込み



## 4. 地球環境

## 気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進めます

省エネルギーや公共施設への再生可能エネルギーの導入など、率先して町の事務・事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、住民や事業者の省エネルギーの取り組みや再生可能エネルギーの導入を促し、脱炭素社会づくりを進めます。

また、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための熱中症対策や自然災害対策などの適応策に取り組み気候変動に適応した社会づくりを進めます。

## (1) 省エネルギーの推進

## 現状と課題

町域内の二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、2020年度時点で51,450t-CO<sub>2</sub>です。その内訳を見ると、運輸部門（自動車）、業務その他部門、家庭部門からの二酸化炭素排出量が多く、この3つの部門で全体の90%を占めています。

芦屋タウンバスについては、JRとの接続を考慮したダイヤの設定や低床ノンステップバスの導入など利便性向上を図る取り組みにより、利用者は増加傾向にあります。今後も公共交通機関の利用をさらに促進するための取り組みが必要です。

地球温暖化の緩和に地域全体で貢献するためには、地球温暖化に関する情報の周知・啓発を進め、地域全体で省エネルギーに取り組んでいくことが必要です。

## 基本的な取り組み

- ①公共施設から発生する二酸化炭素排出量の削減に努めるとともに、省エネルギーに関する情報提供を進め、住民、事業者の省エネルギーの取り組みを促進します。
- ②公共交通機関の利用促進により、自動車からの二酸化炭素排出量の削減を進めます。

## ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	芦屋町地球温暖化対策実行計画の推進	計画に基づいて、公共施設の電気や燃料などの使用量の抑制、省エネルギー設備への更新、公用車への次世代自動車導入などの二酸化炭素の排出削減に努めます。
2	省エネルギーに関する情報提供	「エコふぁみ（エコファミリー応援アプリ）」や「デコ活」の普及など住民、事業者の節電や燃料消費の削減などの省エネルギー意識を啓発するために、情報提供を進めます。
3	地域公共交通活性化事業	芦屋町の地域公共交通を確保維持していくために、芦屋タウンバス・市営バス・巡回バスなどを効果的効率的な地域公共交通ネットワークの構築を図り、総合的かつ一体的に推進します。

## (2) 再生可能エネルギーの活用推進

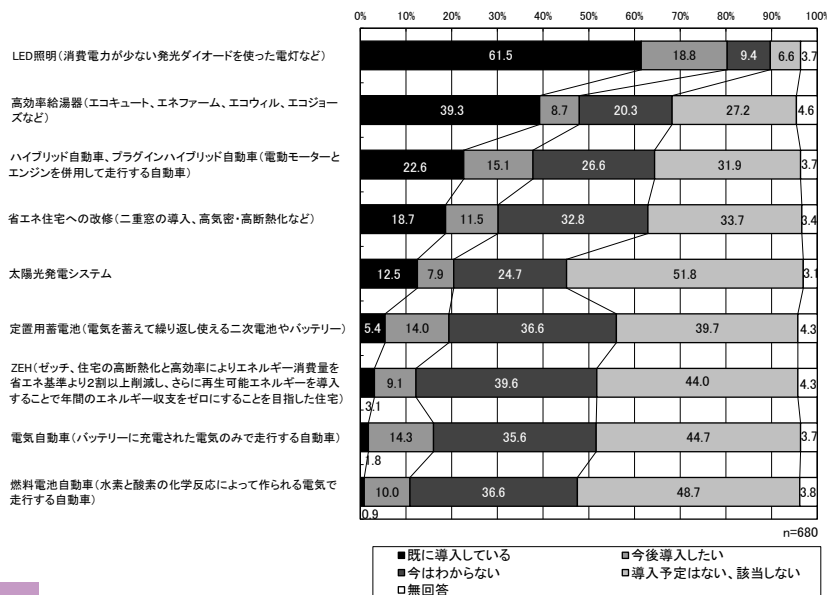
### 現状と課題

我が国は2050年カーボンニュートラルを目指しており、地域における脱炭素社会づくりが課題となっています。また、芦屋町を含む北九州都市圏域18市町は脱炭素先行地域に選定されており、他地域に先駆けて脱炭素化を進めていく必要があります。芦屋町では、住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度により、住宅への太陽光発電導入の支援を行っています。

住民アンケートでは、再生可能エネルギー施設導入支援に対する満足度は低く、設備の導入に当たっては、設備の価格が下がることや補助制度の充実などが導入の条件として望まれています。

補助制度や啓発、情報提供による住民・事業者の再生可能エネルギー導入を促進するとともに、公共施設における再生可能エネルギーの率直的な導入も課題です。

### ◆設備の導入状況と今後の意向（住民アンケート）



### 基本的な取り組み

- ①公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、活用可能な再生可能エネルギーの検討を進めます。
- ②補助制度などにより、住民や事業者の再生可能エネルギー導入を促進します。

### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	公共施設への再生可能エネルギー導入推進	公共施設の新築・改築・建替え時などにあわせて自然の力を活かしたエネルギーの導入を推進します。
2	浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効利用	浄化センター汚泥処理設備の消化タンクで発生するメタンガスを有効利用して発電を行います。
3	太陽光発電システム設置補助	町内住宅から排出される温室効果ガス（二酸化炭素）削減を目的として、住民の再生可能エネルギーの利用を促進するため、太陽光を利用した住宅用発電システムを設置する者に対し補助金を交付します。

### (3) 気候変動適応策の推進

#### 現状と課題

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書統合報告書では、「地球温暖化の進行に伴い、損失と損害は増加し、より多くの人間と自然のシステムが適応の限界に達する」、また、「気候目標が達成されるためには、適応及び緩和の資金はともに何倍にも増加させる必要がある」と指摘されています。継続的な温室効果ガスの排出は更なる地球温暖化をもたらすため、緩和策とともに適応策に取り組む必要があります。

住民アンケートにおいても、気候の変化による影響として、熱中症など暑さによる健康への被害の増加や短時間に降る強い雨による浸水被害・土砂災害の増加を半数以上が認識しています。

こうしたことから、気候変動適応策として熱中症対策や自然災害対策を強化する必要があります。

#### 基本的な取り組み

- ①熱中症予防の意識を高めるために情報提供を進めます。
- ②自然災害対策として、住民の防災意識の向上を図ります。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	熱中症対策	熱中症警戒アラート、町内各小中学校への通知など熱中症予防の意識を啓発するために、情報提供を進めます。
2	自然災害対策	マイ・タイムライン、ハザードマップの周知、出前講座、防災訓練などにより、住民の防災意識向上を図ります。

#### ★『気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進める』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
町全体の二酸化炭素総排出量	75,518t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	50%削減 (令和12年度)
公共施設から発生する二酸化炭素総排出量	2,582t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	46%削減 (令和12年度)
公共施設の再生可能エネルギー設備導入件数	3件 (令和4年度)	5件 (令和8年度)
芦屋タウンバスの利用者数	110,007人 (令和元年度)	120,000人 (令和8年度)

#### ★『気候変動に適応した脱炭素社会づくりを進める』ための住民・事業者の取り組み

- 再生可能エネルギー設備や省エネルギー機器の導入を進めます。
- 気候変化に関心を持ち、熱中症予防や防災対策に取り組みます。



## 5. 環境教育・意識 環境意識を高め、協働による環境づくりを進めます

環境への関心・意識を高めるためのさまざまな場面において環境教育・学習を進めるとともに、情報提供や助成制度などにより、住民・事業者の環境保全活動を推進します。

### (1) 環境教育・環境学習の推進

#### 現状と課題

町内の小中学校では環境教育が定着しているため、総合的な学習の時間での環境教育の継続が必要です。また、団体などの希望に応じてごみ減量やリサイクルをテーマにした出前講座を行っており、住民のまちづくりへの参加が促進されています。

住民アンケート結果では、「環境教育・環境学習の推進」は重要度と満足度がいずれも高くなっています。

しかし、身近な環境問題として、ペットの糞害、ごみの不法投棄、ごみ出しのルール違反、野焼きなどが絶えません。住民アンケートの結果でも、「周辺住民の環境に関するモラル」の重要度が高いにも関わらず、満足度は低くなっており、環境マナーの向上に向けた取り組みが求められています。

#### ◆環境に関する出前講座メニュー（令和5年度）

タイトル	内容紹介
はじめよう！ごみの減量化と資源化	段ボールコンポストなどのごみの減量化の取り組みと、ごみの分別やリサイクルなどのごみの資源化の取り組みを説明します。
汚れた水がきれいになるまで	暮らしの中で汚れた水をきれいにする下水道の仕組みや働きを紹介します。

#### 基本的な取り組み

- ①環境への関心・意識を高めるために、学校や生涯学習における環境教育・環境学習を推進します。
- ②環境マナーの向上を図るために、住民や事業者への啓発などを進めます。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	環境教育・学習	小中学校における環境教育・環境学習を推進し、環境への関心を高めます。
2	芦屋町出前講座	町内在住者や在勤者のまちづくりへの参画を促すために、町職員が講師となって町の現状や課題、取り組みを紹介します。
3	環境マナーの向上	ペットの飼い方を啓発し、糞対策を進めます。 不適切な野焼きが行われないように住民や事業者に啓発します。 ごみステーションを清潔に保ち地域の美観を向上させるため、ごみ出しのルールについて住民に啓発を行います。 環境マナー向上のために、必要に応じて既存の条例の見直しなどを検討します。

## (2) 環境保全活動の推進

### 現状と課題

芦屋町では、清潔で美しい町づくりのため、芦屋町環境美化推進委員会が主体となって、春の「ラブアース・クリーンアップ」、秋の「町内一斉清掃」を実施しており、自治区やボランティア団体を中心に多くの方が清掃活動に参加されています。

また、小学校では登校時ボランティア、中学校ではクリーンアップ運動などが実施されています。住民アンケートや事業者アンケートでも「住民や事業者が参加する環境関連行事の創出」に対する満足度は高くなっています。

また、町内の事業所では、ISO14001<sup>27</sup>規格に適合している事業所やエコアクション21<sup>28</sup>を認証・登録している事業所が少なく、環境マネジメントシステム導入に向けた啓発や情報提供などの取り組みも必要です。

#### ◆ラブアース・クリーンアップ



#### ◆町内一斉清掃



### 基本的な取り組み

①環境保全につながる身近な取り組みの情報提供や、住民・事業者の環境保全活動の支援により、人材の育成・確保を行います。

#### ◆町の主な取り組み（事業）

No	名称	概要
1	住民・事業者の環境保全活動の支援	環境保全につながる身近な取り組みの情報提供や清掃ボランティア時のごみ袋の配布などにより、住民・事業者の環境保全活動を支援します。
2	ラブアース・クリーンアップの実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、美しい海岸・河川を保全するため、一斉清掃活動を行います。
3	町内一斉清掃の実施	芦屋町環境美化推進委員会が主体となり、清潔で美しい町づくりや環境美化意識高揚のため、町内全域の一斉清掃活動を行います。

<sup>27</sup>【ISO14001】国際標準化機構（ISO）が定めた組織活動、製品およびサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される国際的な標準規格です。

<sup>28</sup>【エコアクション21】中小事業者などにおいても容易に環境配慮の取り組みを進めることができるように環境省が定めた環境マネジメントシステムです。環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取り組みに関する目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告するための方法が提供されています。

★『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための数値目標

指標名	現状値 (年度)	目標値 (目標年度)
環境に関する出前講座実施数	0回 (令和4年度)	4回 (令和15年度)
清掃ボランティア団体数	49団体 (令和4年度)	75団体 (令和15年度)
ラブアース・クリーンアップ、町内一斉清掃参加者数	2,349人 (令和4年度)	2,750人 (令和15年度)

★『環境意識を高め、協働による環境づくりを進めていく』ための住民・事業者の取り組み

- 環境問題に関心を持ち、環境マナーを高めます。
- ラブアース・クリーンアップや一斉清掃など、地域の環境保全活動に積極的に参加します。



# 第6章

## 計画の推進

- 1. 計画の推進体制 ..... 74
- 2. 計画の進行管理 ..... 76

## 1. 計画の推進体制

### (1) 環境審議会

芦屋町環境審議会は、学識経験者、町議会議員、関係機関団体などで構成し、本計画および環境基本条例など環境保全に関する基本的事項について調査・審議するための組織です。環境審議会は、本計画策定時にその内容を審議するとともに、計画策定後に実施された施策・事業の進捗状況について、総合的に評価し、改善点などを提言します。

### (2) 環境美化推進委員会

芦屋町環境美化推進委員会は、自治区区長、老人クラブ連合会、商工会の代表者で構成し、廃棄物の発生抑制および減量の推進、地域環境美化活動などの実践により、住民一人ひとりの環境美化に対する意識を向上させるとともに、町の施策への協力および提言を行うための組織です。

環境美化推進委員会の所掌事務は、以下のとおりです。

- ・環境美化意識の向上及び啓発に関すること
- ・地域の環境美化活動に関すること
- ・ごみの減量化及び資源化の推進に関すること
- ・ごみ出しマナーの向上及びごみ集積所の適正管理に関すること
- ・環境美化推進にかかる研修会及び講習会の開催に関すること
- ・飼い主のいない猫の対策に関すること
- ・その他環境美化推進のため必要な事業に関すること

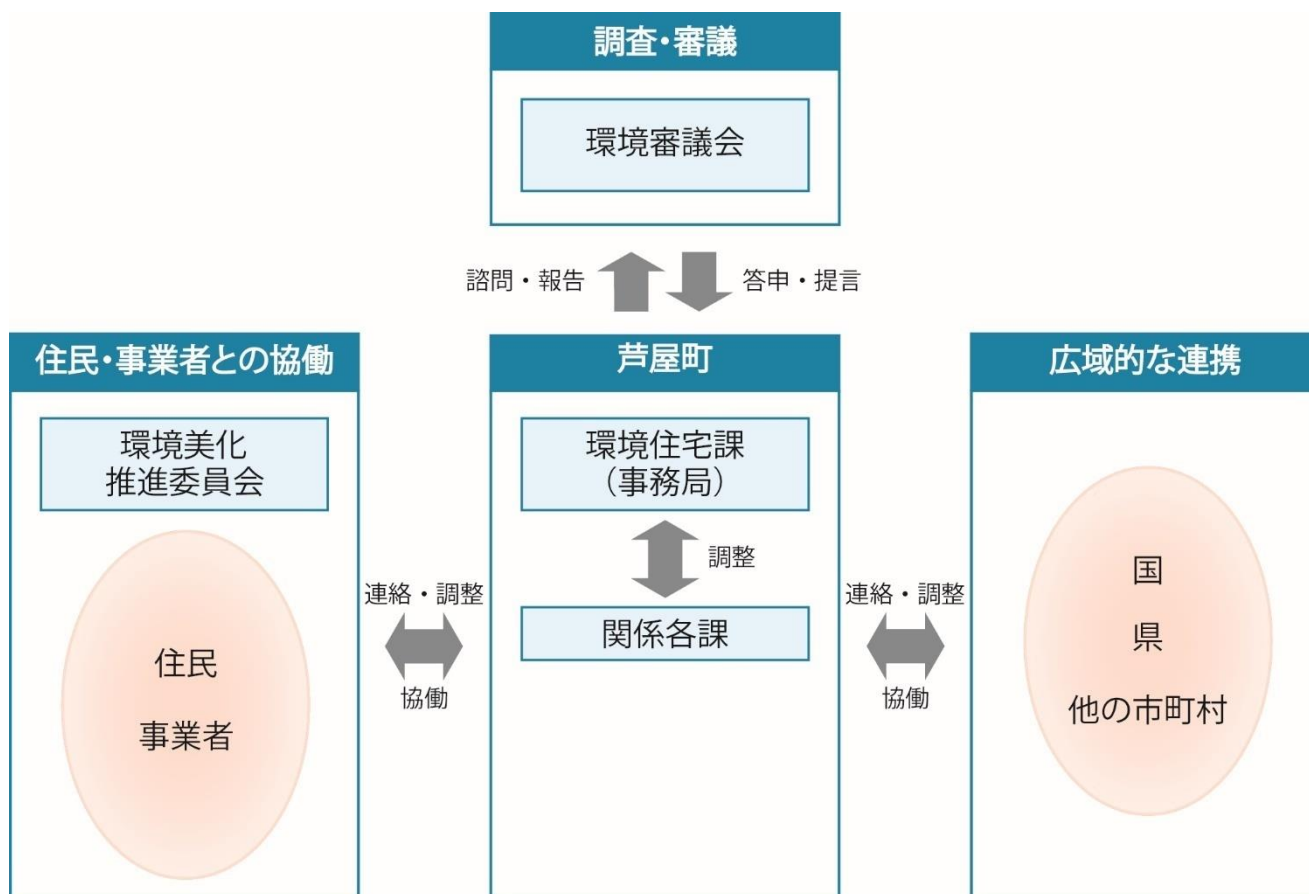
### (3) 住民、事業者との協働

芦屋町内では、ラブアース・クリーンアップや町内一斉清掃などさまざまな地域環境活動が行われています。こうした地域環境活動への参加を促進するとともに、環境情報の共有化を進めるなどして、住民、事業者との協働により、効果的かつ効率的な施策・事業の推進を図ります。

### (4) 広域的な連携

本計画に示す施策・事業を進めるにあたって、他の市町村との協議が必要とされた場合には、連絡・調整を図り、連携した取り組みを進め、さらに広域的な配慮が必要な場合は、国や福岡県と連携して取り組みを進めます。

◆推進体制



## 2. 計画の進行管理

### (1) 進行管理の方法

本計画の推進にあたっては、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れて、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（見直し）の循環、PDCA サイクルで進めていきます。PDCA サイクルで本計画の進捗状況の点検・評価・見直しを適切に行うことにより、継続的に芦屋町の環境の向上を図るものとします。

### (2) 計画の周知

本計画に掲げる環境像および5つの環境目標を実現するためには、住民、事業者、町が本計画の内容を理解し、環境保全活動を実践することが必要です。そこで、町内の主要公共施設への計画書の配架、「広報あしや」や町公式ホームページへの掲載、各種イベントや出前講座などを通じた説明など、さまざまな機会をとらえて、計画内容の周知を図ります。

#### ◆進行管理

